

---

令和 7 年  
6 市単中根・金田台 1 号近隣公園基本計画策定支援業務委託

## 基本計画説明書

令和 7 年 11 月

つくば市

---

---

## 目次

<b>1. 現況把握</b> .....	<b>1</b>
①計画条件の把握と整理 .....	1
②上位関連計画や各種関連資料の収集と整理 .....	8
③現地調査.....	16
④自然・社会・人文・景観等の概況整理 .....	21
<b>(2)敷地分析</b> .....	<b>31</b>
①計画対象地と周辺の地形や土地利用との関係整理.....	31
②計画対象地内の植生・地形・土地利用等の詳細整理.....	32
③計画上の問題点や課題の整理.....	35
<b>(3)計画内容の検討及び設定</b> .....	<b>37</b>
①基本方針の検討と設定 .....	37
②ゾーニングの検討と設定 .....	43
③導入施設の検討と設定 .....	45
④需要圏域・利用者層・利用者数の検討と設定 .....	55
⑤アクセスや導線の検討と設定 .....	56
⑥環境の保全と創出に関する検討と設定 .....	57
⑦空間構成の検討と設定 .....	72
⑧整備水準の検討と設定 .....	80
⑨維持管理方法の検討と設定 .....	81
<b>(4)基本計画図の作成</b> .....	<b>82</b>
<b>(5)住民意識調査・合意形成支援(ワークショップ等の開催)</b> .....	<b>86</b>
<b>(9)鳥瞰図等の作成</b> .....	<b>97</b>

# 1. 現況把握

## ①計画条件の把握と整理

計画地の概要は下記の通りです。

名 称: 中根・金田台 1 号近隣公園

種 別: 近隣公園

告示年月日: 令和 4 年(2022 年)3 月 31 日

所 在 地: つくば市春風台地内

面 積: 約 1.8ha

用途地域: 第一種低層住居専用地域、第一種住居地域

地区計画: 中根・金田台地区地区計画(一般住宅 A 地区、沿道住宅 A 地区)

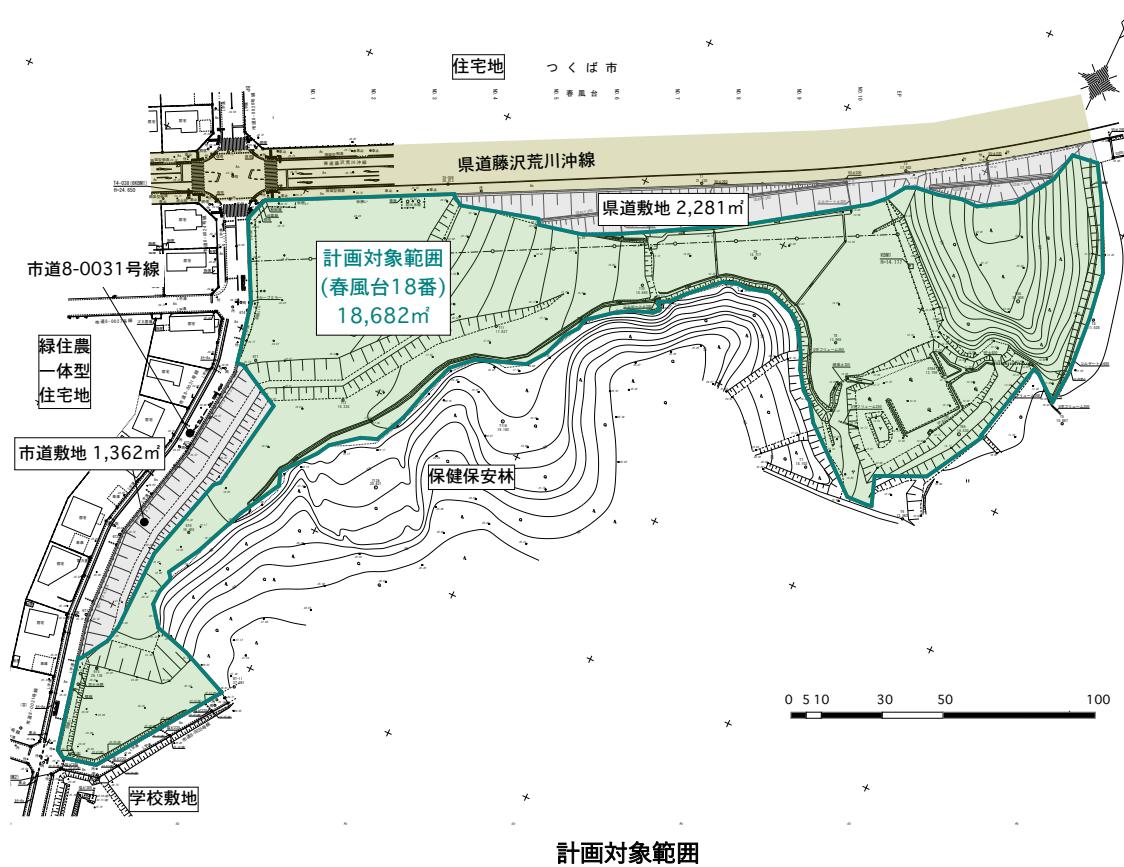
そ の 他: 建築基準法第 22 条指定区域内

位 置 図



計画地の位置

本計画の対象範囲は、中根・金田台1号近隣公園(約1.8ha)とします。



計画対象範囲

---

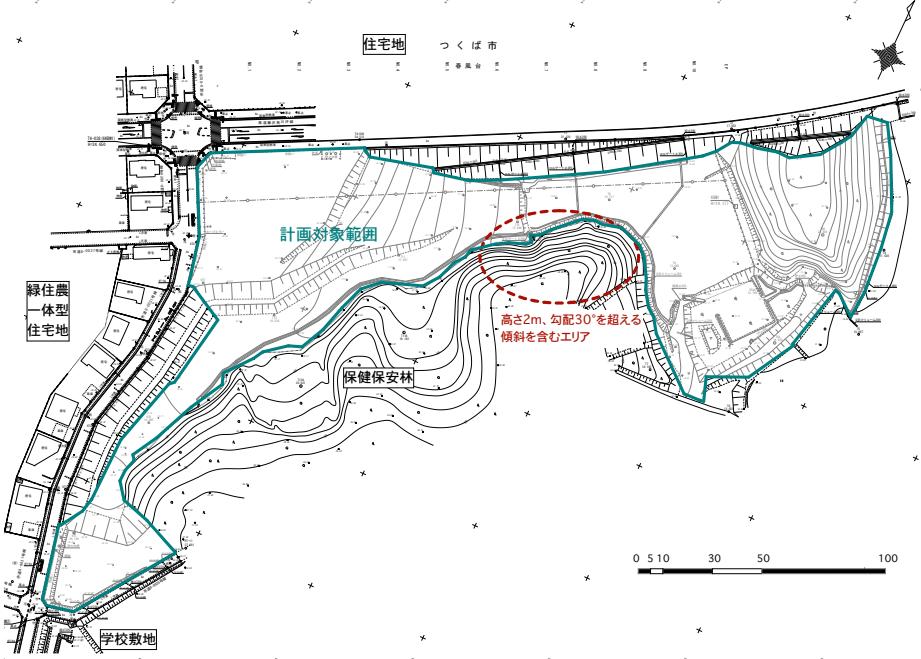
以下に関連する主な法規制について整理しました。

表 主な関連基準・手続き等一覧

法令	関連基準・手続き等
<b>都市公園法</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・建蔽率:原則 2%以内(第四条第一項)</li></ul>
<b>都市公園法 施行令</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>都市公園の配置及び規模に関する技術的基準<ul style="list-style-type: none"><li>・都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準:十平方メートル以上</li><li>・都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準:五平方メートル以上(第一条の二)</li></ul></li><li>公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等<ul style="list-style-type: none"><li>・建蔽率: 休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫等は 10/100 以内(第六条第一項第一号) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物(第六条第一項第三号)</li></ul></li><li>公園施設に関する制限等<ul style="list-style-type: none"><li>・運動施設の敷地面積の基準:50/100 以内(第八条第一項)</li></ul></li></ul>
<b>都市公園法 施行令規則</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>高い開放性を有する建築物(第六条第一項第三号)<ul style="list-style-type: none"><li>・屋根付き広場、壁を有しない雨天用運動場、壁を有しない休憩所及び屋根付屋外劇場とする(第二条)</li></ul></li><li>都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準<ul style="list-style-type: none"><li>・遊戯施設、その他の公園施設:損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に、当該公園施設の利用者の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるものの点検は、一年に一回の頻度で行うことを基本とする(第三条の二第一項第一号)</li></ul></li></ul>
<b>つくば市 都市公園条例</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>住民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の標準<ul style="list-style-type: none"><li>・都市公園の住民 1 人当たりの敷地面積の標準:10 平方メートル以上</li><li>・都市公園の当該市街地の住民 1 人当たりの敷地面積の標準:5 平方メートル以上(第 1 条の 2)</li></ul></li><li>公園施設の建築面積の基準<ul style="list-style-type: none"><li>・建蔽率:原則 2%以内(第 1 条の 4)</li><li>・建蔽率:休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫等 は 10/100 以内(第 1 条の 5 第 1 項)屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物(第 1 条の 5 第 3 項)</li><li>・運動施設の敷地面積の基準:50/100 以内(第 1 条の 6)</li></ul></li></ul>

<b>都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン</b> <b>[改訂第2版]</b>	<p>特定公園移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通路の幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができます。(第三条二項イ)</li> <li>縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができます。(第三条二項二)</li> </ul>
<b>茨城県ひとにやさしいまちづくり条例</b>	<p>公園:公共の用に供する施設 整備基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園路の幅員は120センチメートル以上とすること。</li> <li>園路の縦断勾配は12分の1以下を標準とすること。</li> <li>駐車場を設ける場合は、車椅子使用者用駐車場施設を1以上設ける</li> <li>ベンチを1以上設けること。など</li> </ul>
<b>つくば市移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例</b>	<p>特定公園施設(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第三条)の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出入口の幅は120センチメートルとすること。(第三条一項(1)ア)</li> <li>通路の幅は180センチメートル以上とすること。(第三条一項(2)ア)</li> <li>縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができます。(第三条一項(1)エ)</li> <li>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設けなければならない。(第七条一項)</li> <li>車椅子使用者用駐車施設の幅は、350センチメートル以上とすること。(第七条二項(1))</li> </ul>

<p><b>森林法</b></p>	<p>・立木の伐採の場合、伐採を開始する前 90 日から 30 日前の間に市に届出が必要(森林法 5 条)※敷地東側の樹林地が対象</p> <p><b>&lt;届出対象範囲&gt;</b></p> <p>出典:つくば市鳥獣対策・森林保全室資料 (水色箇所:伐採届が必要 紫色:保安林)</p>																									
<p><b>駐車場法</b></p>	<p>自動車の出口、入り口を設ける場合は以下の道路又はその部分以外に設けること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交差点の側端または道路の曲がり角から五メートル以内の部分(令 7 条 1 項イ)</li> <li>・横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分(令 7 条 1 項イ)</li> <li>・幅員が 6 メートル未満の道路(令 7 条 1 項ホ)</li> <li>・横断勾配が 10 パーセントを超える道路(令 7 条 1 項ヘ)</li> </ul>																									
<p><b>宅地造成及び特定盛土等規制法</b></p>	<p><b>つくば市:宅地造成等工事規制区域</b></p> <p>規制区域内で一定規模の盛土等を行う場合は、あらかじめ県に許可の手続きが必要</p> <p><b>&lt;規制対象となる行為&gt;</b></p> <table border="1" data-bbox="414 1527 1391 1886"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区域</th> <th rowspan="2">行為</th> <th colspan="5">許 可</th> </tr> <tr> <th>土地 (盛 土 ・ 切 土)</th> <th>要件 ( 地 形 質 の 変 更 )</th> <th>イメージ 図</th> <th>①盛土で高さが 1m超 の崖<sup>※1</sup>を生ずるもの</th> <th>②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの</th> <th>③盛土と切土を同時にいい、 高さが 2m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><b>宅地造成等工事規制区域</b></td> <td rowspan="2">一時的な 土石の堆積</td> <th>要件 ( 地 形 質 の 変 更 )</th> <th>イメージ 図</th> <th>④盛土で高さが 2m超 となるもの (①、③を除く)</th> <th>⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m超 となるもの (①~④を除く)<sup>※2</sup></th> <th>切土 盛土 面積</th> </tr> <tr> <th>要件 ( 地 形 質 の 変 更 )</th> <th>イメージ 図</th> <th>⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300m超 となるもの</th> <th>⑦最大時に堆積する面積が 500m超 となるもの</th> <th>面積</th> </tr> </tbody> </table> <p>出典:茨城県 HP より</p>	区域	行為	許 可					土地 (盛 土 ・ 切 土)	要件 ( 地 形 質 の 変 更 )	イメージ 図	①盛土で高さが 1m超 の崖 <sup>※1</sup> を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時にいい、 高さが 2m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)	<b>宅地造成等工事規制区域</b>	一時的な 土石の堆積	要件 ( 地 形 質 の 変 更 )	イメージ 図	④盛土で高さが 2m超 となるもの (①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m超 となるもの (①~④を除く) <sup>※2</sup>	切土 盛土 面積	要件 ( 地 形 質 の 変 更 )	イメージ 図	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300m超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m超 となるもの	面積
区域	行為			許 可																						
		土地 (盛 土 ・ 切 土)	要件 ( 地 形 質 の 変 更 )	イメージ 図	①盛土で高さが 1m超 の崖 <sup>※1</sup> を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時にいい、 高さが 2m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)																			
<b>宅地造成等工事規制区域</b>	一時的な 土石の堆積	要件 ( 地 形 質 の 変 更 )	イメージ 図	④盛土で高さが 2m超 となるもの (①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m超 となるもの (①~④を除く) <sup>※2</sup>	切土 盛土 面積																				
		要件 ( 地 形 質 の 変 更 )	イメージ 図	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300m超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m超 となるもの	面積																				

<p><b>茨城県 建築基準条例</b></p>	<p>・高さ 2m を超えるがけ(こう配が 30 度を超える傾斜地をいう。)の下端(がけの下にあってはがけの上端)からの水平距離が、がけの高さ 2 倍以上の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合には、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて、安全な擁壁を設けなければならない。ただし、がけの形状又は土質により安全上支障がない部分については、この限りでない。(第 5 条 1 項)</p> <p><b>&lt;計画対象範囲に影響のあるがけの想定範囲&gt;</b></p> 
<p><b>中根・金田台 地区地区計画</b></p>	<p><b>一般住宅 A 地区、沿道住宅 A 地区</b></p> <p><b>壁面位置の制限</b></p> <p>(1) 都市計画道路以外の道路との境界線までの距離は 1m とする。      (2) 道路のすみ切り部分の境界線までの距離は 0.5m とする      (3) 隣地との境界線までの距離は 1m とする</p> <p><b>かきまたはさくの構造の制限</b></p> <p>道路及び隣地に面するかき又はさくの構造は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。ただし、門柱はこの限りではない。</p> <p>(1) 生垣      (2) 地盤面からの高さ 1.5m 以下の鉄さく、金網等の透視可能なフェンス(ただし、高さ 0.6m 以下の基礎の部分はこの限りではない)</p>

<b>つくば市 景観条例</b>	<p>一定規模を超える建築・開発等は届出の対象</p> <p>届出対象行為(市街化区域)</p> <p>建築物の建築:延べ面積 1000 m<sup>2</sup>を超えるもの又は高さが 20m を超えるもの 工作物:高さが 15m(よう壁にあっては 5m)を超えるもの 開発行為:開発区域の面積が 10,000 m<sup>2</sup>を超える開発</p> <p>景観形成基準</p> <p>建築物・工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の外観の色彩基準</li> <li>・敷地内に設ける駐車場:道路から目立たない工夫、植栽による調和</li> <li>・敷地内に設置する照明設備:過剰な明るさ、過度の光の演出を避ける</li> <li>・複数の建築物等:敷地内の複数の建築物や、建築物本体と関係する設置物は全体としての調和、街並みとしての調和に配慮する</li> </ul> <p>開発行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出来るだけ現況の地形を活かし、長大な法面が生じないように配慮</li> <li>・のり面の勾配は、出来るだけ緩やかに取り、緑化等の修景に配慮</li> <li>・よう壁は前面の緑化等により、周辺景観との調和に配慮</li> <li>・開発行為完了後に建築する建築物の位置、周辺景観との調和を図る計画とするなど、良好な景観基盤の整備に配慮</li> </ul>
<b>茨城県安全な まちづくり 条例に基づく 防犯上の指針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明を適切に設置することにより、夜間においても人の行動を視認できる程度以上の 照度が確保されていること。(3 防犯上の指針 第 3 の 1 項 (2)公園 エ)</li> </ul> <p>(参考)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4 メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度がおおむね 3 ルクス以上のものをいう。</p>

## ②上位関連計画や各種関連資料の収集と整理

計画地に関するつくば市の上位関連計画等について、下表の通り関連する項目を抜粋し整理しました。

表 上記関連計画等一覧

計画名	本公園との関連事項
つくば市 未来構想 R2(2020年改定)	<p>&lt;第2章 社会情勢等 (7)市民参加・民間との新たな協働&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>行政運営の過程において市民の多様な意見を集め、合意形成を図りながら進めていくことが重要です。</li></ul> <p>&lt;第6章 まちづくりの理念及び目指すまちの姿 III 未来をつくる人が育つまち&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>こどもたちは、自分の好きなことを見つけ、個性を伸ばしながら、未来を切り開いていく力を育んでいます。</li></ul>
つくば市都市計画 マスタープラン 立地適正化計画 R7(2025年改定)	<p>&lt;第3章 全体構想&gt;</p> <p><b>第3節 つくば市の将来都市構造</b></p> <p><b>1.ゾーン</b> (1)市街地ゾーン 2)つくばエクスプレス沿線地区</p> <p><b>2.拠点</b> (3)地域生活拠点</p> <ul style="list-style-type: none"><li>周辺環境との調和に努め、良好な居住環境の保全に努めます。</li></ul> <p><b>第4節 分野別方針</b></p> <p><b>3.公園・緑地の整備方針</b></p> <p>(2)公園・緑地の整備方針 ①公園・緑地の整備 (公園・緑地の確保目標等)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>都市公園の確保目標水準は、市民1人あたり10m<sup>2</sup>以上を目標とし、実現に向けた整備・保全を図ります。</li><li>公園整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮し、防犯対策を図りながら、誰もが安全で快適に利用できる環境づくりに努めます。</li></ul> <p>(つくばエクスプレス沿線地区的緑の配置)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>つくばエクスプレス沿線地区内においては緑被率30%以上を目指し、市民の憩いの場、レクリエーションの場等となる都市公園や民有(市民)緑地を適切に配置・整備するとともに、地区周辺の緑と合わせ緑被率40%以上を確保するよう努めます。</li></ul> <p>(歴史緑空間の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>つくばエクスプレス沿線地区の中根・金田台地区では金田官衛遺跡の保全と周辺の緑のオープンスペースを合わせた歴史空間の整備を推進します。また、貴重動植物の保全エリアについて、林内の下草刈りや間伐を行い、良好な生育環境を保全します。</li></ul>

**つくば市都市計画  
マスターplan  
立地適正化計画  
R7(2025年改定)**

⑥市民と協働して緑を守り育てる仕組みづくり  
・公園・緑地の保全や維持・管理、公園づくりや緑化の推進に市民が関わることができる機会の提供など、市民が緑のまちづくりに参加できる仕組みづくりを推進します。  
・市民と協働して公園の維持・管理を行なっていく「アダプト・ア・パーク」制度の活用を推進します。

**<第4章 エリアプラン>**

**第2節 各エリアの将来像、整備方針**

**4 東部エリア**

《を目指す将来像》多様な市民と緑豊かな自然が共存する住み続けたいまち

**目標2: つくばエクスプレス沿線地区の魅力ある新しい都市づくり**

・中根・金田台地区の地域生活拠点にふさわしい生活利便性の高い市街地の形成、豊富な自然環境と地区内の緑の共生による地区環境の保全

・金田官衙遺跡と一体的に周辺の緑のオープンスペースを合わせた歴史緑空間の整備推進

**<第5章 立地適正化計画>**

**第2節 居住誘導区域**

**2 誘導施設以外の必要な施設**

公園機能:都市公園等

**第8節 届出**

居住誘導区域の外側や都市機能誘導区域の外側で一定の建築・開発等を行う場合は届出の対象

**<居住誘導区域対象範囲>**



出典:いばらきデジタルマップ (水色箇所計画対象「:居住誘導区域」)

<p><b>つくば市 緑の基本計画</b> H28(2016年改定)</p>	<p><b>緑の将来像:人と緑が共生する田園都市(ガーデンシティ)・つくば 計画の目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑のエコロジカルネットワークと緑を楽しむ暮らしが息づいたまち</li> <li>・緑の連携・協働のネットワークが支えているまち</li> </ul> <p><b>目標水準</b></p> <p><b>公園に関する指標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園を市民1人あたり10m<sup>2</sup>以上確保します。</li> <li>・魅力ある公園づくりや公園のリニューアルを5箇所以上で進めます。</li> </ul> <p><b>基本方針 1.協働の仕組みをつくる</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>1. 緑を守り育てる意識づくり</b></li> </ol> <p><u>(4)緑や環境について学ぶプログラムの充実</u></p> <p>学校教育や研究機関などとの連携によって、緑や環境について学ぶ公開講座と緑の資源をフィールドとした学習プログラムの充実を図ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>2. 市民などの参加・参画を支える仕組みづくり</b></li> </ol> <p><u>(2)市民などが参加できる機会の提供</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加の公園づくり</li> </ul> <p><u>(5)緑のまちづくりを担っていく人材の育成・活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑に理解のある市民の育成・活用</li> <li>・市民団体・NPO法人との連携</li> </ul> <p><b>基本方針 4.緑に親しむ拠点や道をつくる</b></p> <p>8.つくばライフを楽しむみどりの拠点づくり</p> <p><u>(1)緑の拠点づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに整備する緑の拠点の整備の考え方 「中根・金田台水辺の里」</li> </ul> <p>公園・緑地・調整池が一体となった水辺に親しめるオープンスペースの整備</p> <p><u>(2)公園などの整備・再整備</u></p> <p>具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民のニーズに対応した安全で安心できる公園づくり</li> </ul> <p><u>(3)地域に愛される魅力ある公園づくり</u></p> <p>具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加の公園づくり</li> <li>・民間などの活力を活かした公園づくり</li> <li>・アダプト・プログラムの支援の拡充</li> <li>・市民などとの協働による公園運営の検討</li> </ul>
--	--

<p><b>つくば市 緑の基本計画</b> H28(2016年改定)</p>	<p><b>基本方針 5.豊かなみどりのまちなみをつくる</b>  <b>12.地域の環境と調和するみどりのまちなみづくり</b>  <u>(3)緑化重点地区のまちなみづくり</u>          中根金田台地区          地区周辺の緑との連続性に配慮するとともに、奈良・平安時代の郡役所跡で国指定の金田官衙遺跡と一体となったオープンスペースを核としたネットワークと、宅地内の緑の積極的な活用により景観緑地のある住宅地の緑豊かなまちなみの形成を図り、地区内において緑被率30%以上、周辺の緑を合わせて緑被率40%以上の確保を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金田官衙遺跡を含むオープンスペース（中根・金田台歴史緑空間）の整備</li> <li>・ 調整池と一体となった公園（中根・金田台水辺の里）などの身近な公園の整備</li> <li>・ 周辺の環境との共生に配慮した緑豊かなまちなみづくり</li> </ul>
<p><b>第3次つくば市 環境基本計画</b> R2(2020年策定)</p>	<p><b>目指すべき将来像</b>          豊かなつくばの恵みを未来につなぐ持続可能都市          ~つくばの強みを活かして、多様な主体の協働で SDGs の達成に貢献する~</p> <p><b>基本目標 2 豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ</b>          施策の柱 2-1 生き物・生態系の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ つくば市の生き物の現状を把握します。</li> <li>・ 森林生態系の維持・保全を進めます。</li> </ul> <p>施策の柱 2-3 都市の緑を増やし、質を高める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市公園の緑や街路樹を適切に管理します。</li> <li>・ 市民参加による緑化活動を推進します。</li> <li>・ 開発に伴う緑地減少の抑制に努めます。</li> </ul> <p><b>基本目標 5 市民一人ひとりが環境を考え、行動する</b>          施策の柱 5-2 将来を担う子どもたちへの環境教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校外においても、子どもたちの環境教育を推進します。</li> </ul>
<p><b>つくば市景観計画</b> H24 (2012年第1回変更)</p>	<p><b>第3章 良好的景観の形成に関する方針</b></p> <p>③新都市の景観を形成するゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親しみや安心感のある街並み、賑わいや楽しさの感じられる街並みなどの連続性に配慮した景観形成を図ります。</li> <li>・ 道路沿道の街路樹、公園内の緑地により、市街地内の良好な緑景観の確保を図ります。</li> </ul>

<p><b>生物多様性 つくば戦略</b> R7(2025年策定)</p>	<p><b>キャッチフレーズ</b> 生物多様性の共生によるネイチャーポジティブの実現 <b>3つの基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・筑波山や田園・里山、研究学園都市のネイチャーポジティブ(自然再興)を目指し、生物多様性の保全に加え、回復に挑戦します</li> <li>・”科学のまち”の最先端の科学を学びながら、多様な主体が連携・協働して生物多様性に関する活動を行います</li> <li>・生きものとの出会いが日々の暮らしを豊かにするように、生物多様性が市の魅力の一つとなって幸せあふれる未来につなげます</li> </ul>
<p><b>第2次つくば市 スポーツ推進計画</b> R6(2024年策定)</p>	<p><b>基本理念</b> スポーツで”つながる”まちつくば <b>基本戦略1:スポーツ機会の創出</b></p> <p><u>1.子どものスポーツ活動の促進</u> (2)地域と連携したスポーツ活動</p> <p><u>2.高齢者のスポーツ活動の推進</u> (3)健康づくりに役立つスポーツ活動</p> <p><u>3.障害者のスポーツ活動の促進</u> (5)スポーツ環境の向上と認知度向上</p> <p><u>4.成人のスポーツ活動の促進</u> (6)スポーツ活動を支える仕組みづくり</p> <p><u>5.気軽に取り組めるスポーツ活動</u> (7)気軽に取り組めるスポーツ活動</p> <p><u>6.仲間づくりや地域活動につながるスポーツ活動</u></p>
<p><b>第4期つくば市 健康増進計画 (健康つくば21)</b> R3(2021年策定)</p>	<p><b>計画の理念</b> 自分らしくいきいきと暮らせるまちつくば スローガン:つながる明日のために 始めよう健康生活 <b>基本方針</b></p> <p>(1)ライフステージに応じた健康一時の向上</p> <p>(3)市民主体の生活習慣の改善と健康を支援する環境づくり</p> <p>(4)健康を支え、守りための人とのつながりや場の提供</p> <p><u>施策3 生活活動と運動</u></p> <p><u>スローガン「ながら運動で身体づくり」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域におけるスポーツ活動を活性化し、運動できる機会を提供します</li> <li>・ウォーキングを普及・推進します</li> </ul>

<p><b>第2期つくば市 子ども・子育て 支援プラン</b> R2(2020年策定)</p>	<p><b>基本理念</b> ともに、未来を拓く力をすべての子どもに育むまち <b>I 確かな生命と元気を育む</b> ～安心して産み育てられる子育て環境の充実～ <b>II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む</b> ～幼児教育・保育環境の充実～ <b>III 主体的にして広く豊かな経験を育む</b> ～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～</p>
<p><b>第3期つくば市 教育振興基本計画 (つくば市教育プラン)</b> R3(2021年策定)</p>	<p><b>計画の基本理念</b> 夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現 <b>基本目標1</b> <b>幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする</b> <u>基本方針1:未来をひらく力を育む</u> 施策3 学校外の学びの充実 ・ 実体験を大切にする学びの充実 ・ 非認知能力を高める学びの充実 <u>基本方針3 互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する</u> 施策3 だれもが学べる社会教育・社会学習の推進 ・ 生涯学習社会の推進 ・ 生涯学習のための集いの場の提供 <b>基本目標3</b> <b>地域に支えられ、共に学び育ち合う教育を推進する</b> <u>基本方針8 つくばらしさをいかした「学び」の推進</u> 施策1 つくばの特性をいかした学びの推進 ・ 豊かな自然・文化を生かした学びの推進 <u>基本方針9 学びを支える共同体制を充実する</u> 施策1 社会全体で支える子どもたちの学び ・ 学校・家庭・地域・行政の連携・協働 ・ 公民連携で推進するフリースクール等地域資源の活用 施策2 家庭への支援の充実 ・ 放課後等の学習支援の充実</p>
<p><b>つくば市 バリアフリー マスタープラン</b> R6(2024年策定)</p>	<p><b>基本方針1 「誰もが移動しやすいまち」の実現に向けた整備・改良</b> 施策6 公園施設におけるバリアフリー化の推進 <b>基本方針3 公共施設におけるバリアフリー化</b> 施策23 公共施設におけるバリアフリー化の推進</p>

計画地に関する関連資料について、下表の通り計画内容から関連する項目を抜粋し整理しました。

表 関連資料一覧

計画名	本公園との関連事項
<p><b>都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する提言</b> R4(2022年10月) 国土交通省</p>	<p><b>重点戦略【1】新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする</b> ①グリーンインフラとしての保全・利活用 ②居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり</p> <p><b>重点戦略【2】しなやかに使いこなす仕組みをととのえる</b> ③利用ルールの弾力化</p> <p><b>重点戦略【3】管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる</b> ④担い手の拡大と共創 ⑥自主性・自律性の向上</p>
<p><b>グリーンインフラ推進計画 2023</b> R5(2023年9月) 国土交通省</p>	<p><b>第2章 グリーンインフラで目指す姿「自然と共生する社会」</b> (2) 「自然の中で、健康で快適に暮らし、クリエイティブに楽しく活動できる社会」 (3) 「自然を通じて、安らぎとつながりが生まれ、子どもたちが健やかに育つ社会」</p> <p><b>第3章 「グリーンインフラのビルトイン」に向けた7つの視点</b> 1. 連携の視点 2. コミュニティの視点</p>
<p><b>生物多様性国家戦略 2023-2030</b> R5(2023年3月) 環境省</p>	<p><b>基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決</b> 行動目標2-2 森・里・川・海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する</p> <p><b>基本戦略4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動</b> 行動目標4-2 日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる</p>
<p><b>こどもまんなか アクション</b> R6(2024年12月) こども家庭庁</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・こども未来戦略(令和5(2023)年12月22閣議決定)の加速化プランによる「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を目指す施策としての取り組みが進められている</li><li>・こども子育て世帯からニーズの高い身近にある都市公園の計画策定・整備を支援する「こどもまんなか公園づくり支援事業」が創設</li></ul>

**都市における  
緑地の保全及び  
緑化の推進に関する  
基本的な方針**

R6(2024年12月)

国土交通省

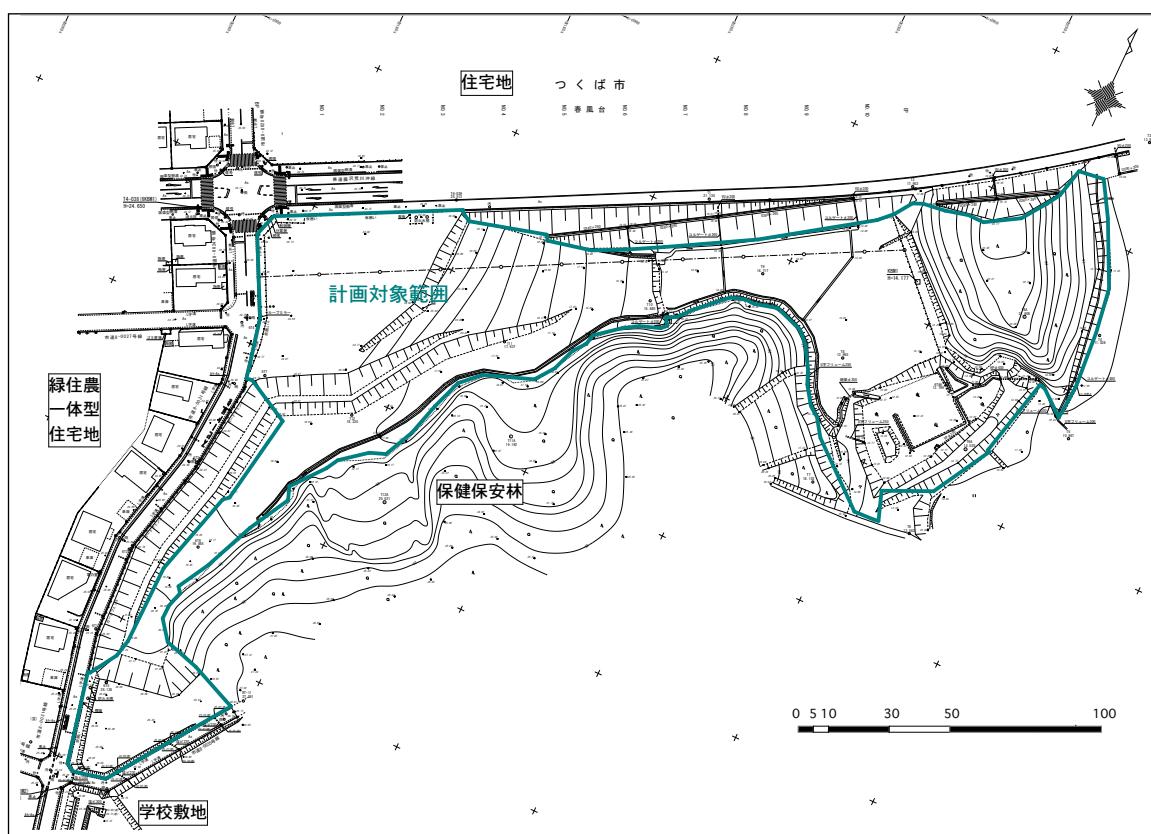
<b>一.緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項</b>
1 緑地の保全及び緑化の推進の意義
(2)生物多様性の確保
ネイチャーポジティブの実現に向けて、良好な自然環境を有する緑地の保全、再生が求められている。
(3)Well-being の向上
都市における身近な公園や緑地は、緑豊かで開放的な環境の下で、散策・遊び・休息・スポーツなど健康的な生活に欠かせない活動を楽しめる貴重なオープンスペースとして、その価値が再認識された。
(5)歴史や文化の形成、美しい景観の創出、環境教育・生涯学習の場としての活用
都市の緑地は、都市の住民が地域固有の自然的環境や歴史・文化を学ぶことができる環境教育・生涯学習の場としての機能も有しており、その学びを地域に還元していくことができる場としても期待されている。
<b>二.緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項</b>
2 緑地のさらなる充実に向けた多様な資金、体制等の確保の必要性
3 緑地の広域的・有機的なネットワーク形成の重要性
<b>三.緑地の保全及び緑化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針</b>
(3)多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発、環境教育の推進
①普及啓発の促進
②環境教育の促進
<b>五.市町村における基本計画の策定に関する基本的な事項</b>
1 緑地の保全及び緑化の目標
2 緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
3 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
4 市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項

### ③現地調査

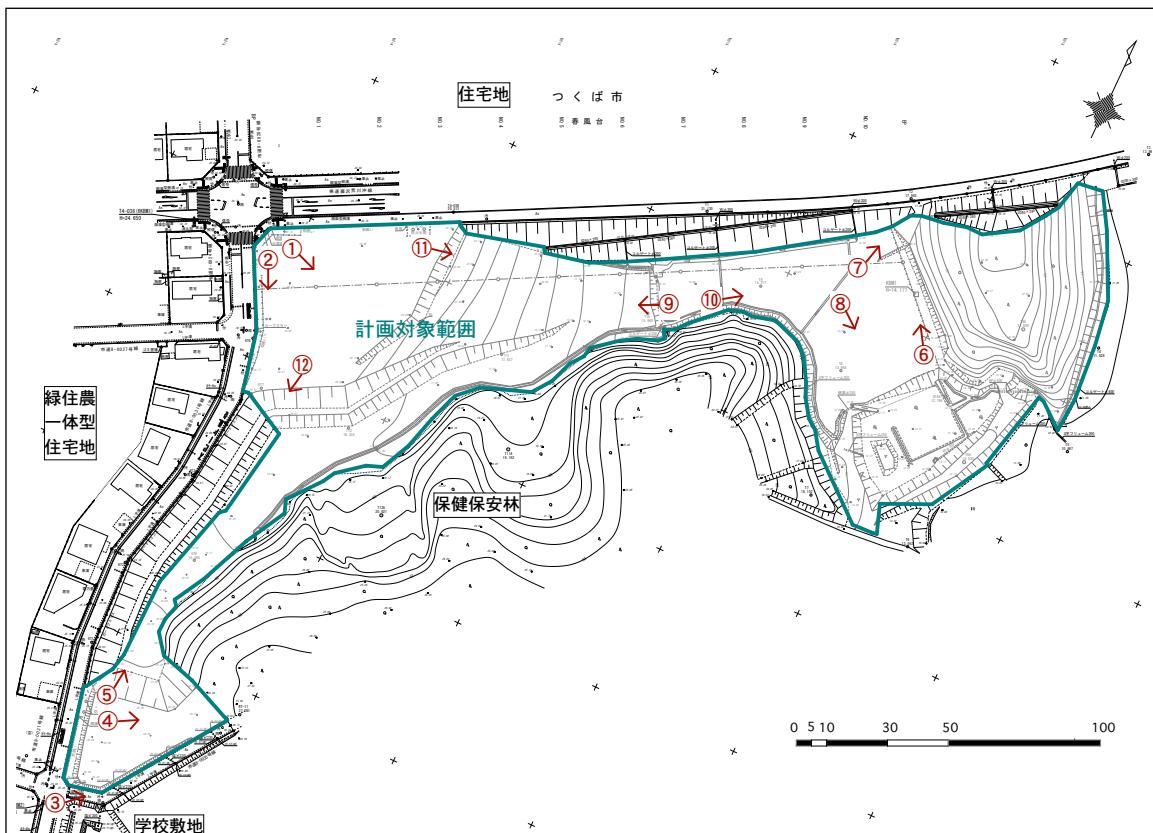
#### 1. 計画対象地範囲内

本計画対象地内の状況は以下のとおりです。

- ・本敷地の北西部および南西部の一部が前面道路と同等高さで接しており、敷地内へのアクセスが可能です。(写真①、②、③、④)
- ・本敷地は高低差があり、起伏に富んだ土地形状が特徴で、敷地内で標高約12メートルから、26メートルまでの範囲の高低差があります。(写真⑤、⑦、⑧、⑪、⑫)
- ・本計画地内東側の樹林地は貴重植物の保存地となっています。(写真⑥)
- ・茨城県指定の保健保安林との境界付近には自然排水路があり、斜面林からの染み出し水を含めた雨水等の排水路となっています。(写真⑨、⑩)
- ・本敷地は土地形状の特性上、水が溜まりやすい状況になっています。(写真⑨、⑩、⑫)
- ・敷地の北側の道路および斜面より、敷地に向かって排水管が設置されています。(写真⑨、⑪)



計画対象地範囲 現況図



計画対象地範囲内 写真位置図



写真① 敷地北西部の平場と保健保安林



写真② 敷地西側の接道部分



写真③ 敷地南側の接道部分



写真④ 敷地南側からの保健保安林



写真⑤ 敷地南側から北側を見る



写真⑥ 敷地東側の貴重植物保存地



写真⑦ 敷地北東部側より県道を見上げる



写真⑧ 敷地内から低地のある南東方向を見る



写真⑨ 敷地東側からの斜面



写真⑩ 保安林付近の自然排水路



写真⑪ 敷地北西側の平場からの斜面

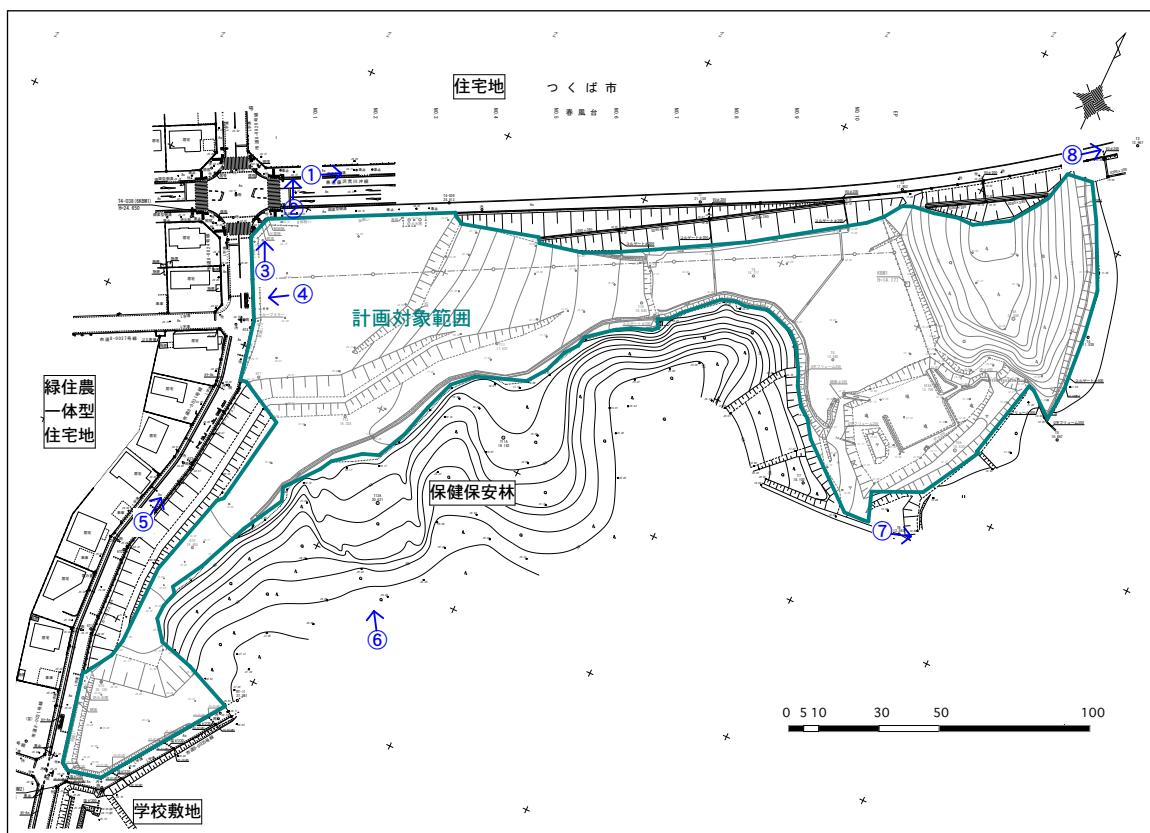


写真⑫ 敷地西側の道路沿いの斜面

## 2. 計画対象地周辺

本計画対象地周辺の状況は以下のとおりです。

- ・敷地の北側には県道藤沢荒川沖線があり、北西側には交差点、道路の反対側には住宅地と鹿島神社が位置しています。(写真①、②、③)
- ・敷地西側には、景観緑地や農地を有した住宅地である「緑住農一体型住宅地」が広がっており、ゆとりある良好なみどりの街並みを形成しています。(写真④)
- ・敷地からはつくば市北東部に位置する標高461メートルの宝篋山を臨むことができます。(写真⑤)
- ・敷地南側に茨城県指定の保健保安林が位置しています。(写真⑥)
- ・敷地南東側に上境地区があり、その周辺には田園風景が広がっています。(写真⑦)
- ・敷地東側には県道沿いに、桜川方面へと開けた田園風景の眺望が広がっています。(写真⑧)



計画対象地範囲周辺 写真位置図



写真① 敷地北側の県道と住宅地



写真② 敷地北側の鹿島神社方面を見る



写真③ 敷地北西部の交差点



写真④ 敷地西側の住宅地



写真⑤ 敷地南側から宝篋山方面を見る



写真⑥ 敷地南側に広がる保健保安林



写真⑦ 敷地南東側の上境地区方面を見る



写真⑧ 敷地北東部より県道、桜川方面を見る

---

## ④自然・社会・人文・景観等の概況整理

### 1. 位置・地勢

つくば市は、茨城県の南西部に位置し、総面積 283.72 平方キロメートル、筑波山地域を除く市街の大部分は筑波・稻敷台地と呼ばれる標高 20~30 メートルの関東ローム層に覆われた平坦な地形であり、南北に流れる小貝川、桜川、谷田川、西谷田川などの河川は、周辺の平地林、畠地あるいは水田等と一体となって落ち着いた田園風景を醸し出しています。

年間の平均気温が 14.9 度と温暖な地域で、年間降雨量は 1,407.0 ミリメートルとなっています。（平成 28 年度）また、降雪は年に 2~3 回程度で、特に冬季に吹く「筑波おろし」と呼ばれる乾いた冷たい風は、筑波山南部地域の特徴となっています。

計画地のある中根・金田台地区は、TX 沿線開発地区として街づくりが進められ、緑住農一体型住宅地である春風台地区に位置しています。中根・金田台地区は、稻敷台地上に位置し、標高 20~30m 程度の比較的平坦な台地に谷戸状に低地が入り込み、起伏に富んだ地形を形成しています。北側に筑波山を臨む、緑豊かな環境の中に位置しています。

### 2. 人口

つくば市の人口はつくば市行政区別人口表(令和 7 年 11 月)によると、262,036 人となっており、人口は増加傾向にあります。

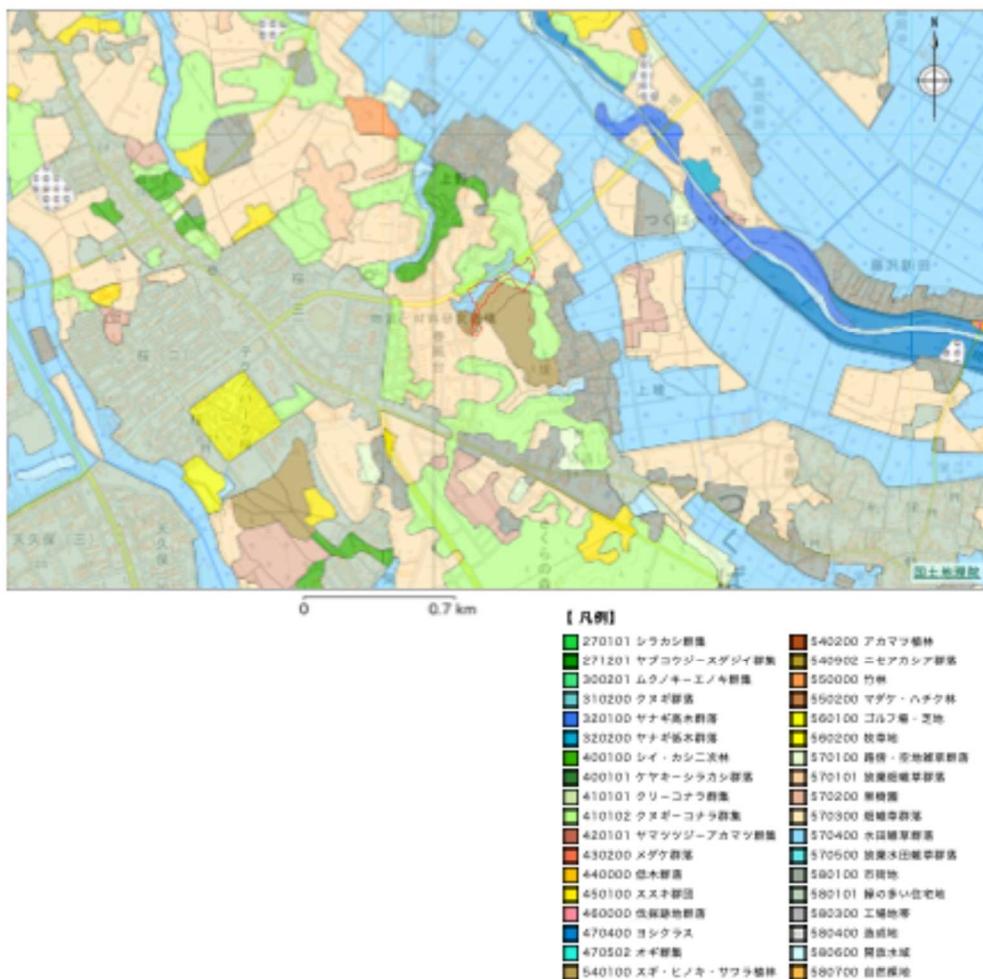
計画地の位置する春風台地区の人口は、1,542 人となっています。また、誘致圏の想定として約半径 500 メートル以内に位置する上野地区が 171 人、上境地区が 184 人、桜三丁目地区が 501 人となっています。

### 3. 植生

つくば市の植物相の特徴として、標高 877m の筑波山の山麓から山頂で、暖温帯の照葉樹林から冷温帯の夏緑樹林へ植生が変化し、多様性に富んだ植物相が見られます。筑波山の南斜面は、ほとんどが筑波山神社の境内として古くから保全されており、カヤラン、ヒイラギソウなどの貴重種が見られます。

市の花としては、筑波山のみに自生するユキノシタ科の野草の一一種で、市の天然記念物にもなっているホシザキユキノシタが選定されています。市の木は、市の随所に見られ、広く市民に親しまれているケヤキが選定されています。

本公園の位置する春風台地区は、つくば市生物多様性戦略(2025 策定)では研究学園都市エリアに含まれています。中根・金田台地区内や周辺には、環境省レッドデータブック等に指定された貴重植物が確認されています。「中根・金田台地区における貴重動植物の生息環境の保全に関する提言」により、ヤマユリ、キンラン、クモキリソウ、ジバガチソウ、シュンラン、カラタチバナ、マンリョウ、コクラン、オオバノトンボソウの 9 種が計画地内へ移植の実施が確認されています。加えて対象地周辺は、生物多様性センターの自然環境調査 Web-GIS によると「クヌギ-コナラ群集」などがあることが確認できます。

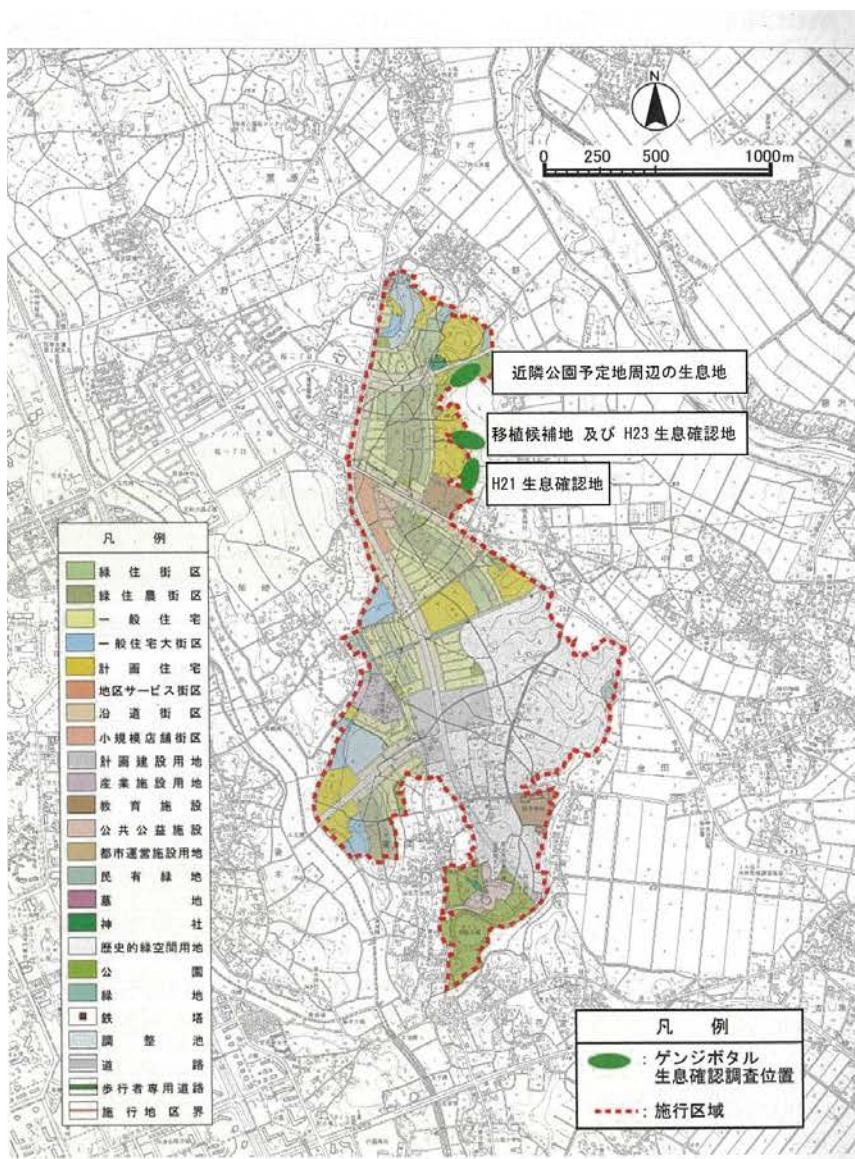


出典:環境省 植生調査 第6・7回(1999~2012/2013~)  
自然環境調査 Web-GIS (環境省生物多様性センター)( <http://gis.biodic.go.jp/webgis/>)より一部加工して作成

#### 4. 生物

つくば市はその大部分の地域が暖温帯の気候で平らな地形でありながら、北部に標高877mの筑波山を有し、その山頂付近は冷温帯の気候となっています。筑波山地域の豊かな自然、里地里山環境の存在、生き物に配慮した研究学園都市の設計などによって、市内全域に多様な生態系が存在しています。動植物調査の結果では3,500種を超える動植物を確認することができ、茨城県全体の27%を超える多様な植物が生息しているという結果が出ています。

中根・金田台地区周辺には、オオタカやサシバといった猛禽類やゲンジボタルなどの昆虫等、多種・多様な動植物が生息しており、良好な自然環境が保たれています。



出典:中根・金田台地区における貴重動植物の生息環境の保全に関する提言  
中根・金田台地区貴重動植物生態調査委員会

ゲンジボタルの生息確認調査位置図

つくば市自然環境基礎調査報告書（R7.3）において、近隣公園の周辺地域で生き物調査が実施されていますが、そのうち「つくばで市大切にしたい生きものリスト」に該当する種を次頁に記載します。なお、生き物調査の範囲は下図の通りで、近隣公園周辺の調査地域は、以下の3箇所です。

<近隣公園周辺の調査地域>

2さくらの森歴史緑空間

3筑波大学

9桜川下流域



つくば市自然環境基礎調査による生き物調査の調査範囲

出典：生物多様性つくば戦略（令和7年4月）

表 つくば市自然環境基礎調査において近隣公園周辺3箇所で確認された生き物から

## つくば市で大切にしたい生きものリストに該当する種

分類	種		2	3	9
鳥類	コガモ			○	
	オオタカ		○	○	○
	サシバ		○		
	フクロウ		○		
	カワセミ		○	○	
	コゲラ		○	○	○
	ヒバリ		○		○
	セッカ		○		○
	ルリビタキ		○		
爬虫類	ニホンカナヘビ		○	○	○
両生類	ニホンアマガエル		○	○	○
昆虫類	トンボ目	アジアイトンボ	○	○	○
		クロイトトンボ	○		
		セスジイトトンボ	○		
		オオイトトンボ	○		
		オニヤンマ	○	○	
	バッタ目	ヒガシキリギリス	○		○
	カメムシ目	ニイニイゼミ	○	○	○
		コオイムシ	○		○
	チョウ目	ギンイチモンジセセリ	○		○
		ムラサキシジミ	○		
		ツマグロヒョウモン	○	○	○
		オオムラサキ	○		
	コウチュウ目	オオヒラタシデムシ	○	○	○
		タマムシ		○	○
		ムネクリイロボタル	○		
		オバボタル	○		
		クロマドボタル	○		
	ハチ目	ムモンホソアシナガバチ	○		
		フタモンアシナガバチ本土亜種	○		
		セグロアシナガバチ本土亜種	○		○
		キボシアシナガバチ	○		
		キアシアシナガバチ本土亜種	○		
		コアシナガバチ	○		
		ニホンミツバチ	○	○	○
		キムネクマバチ	○	○	○

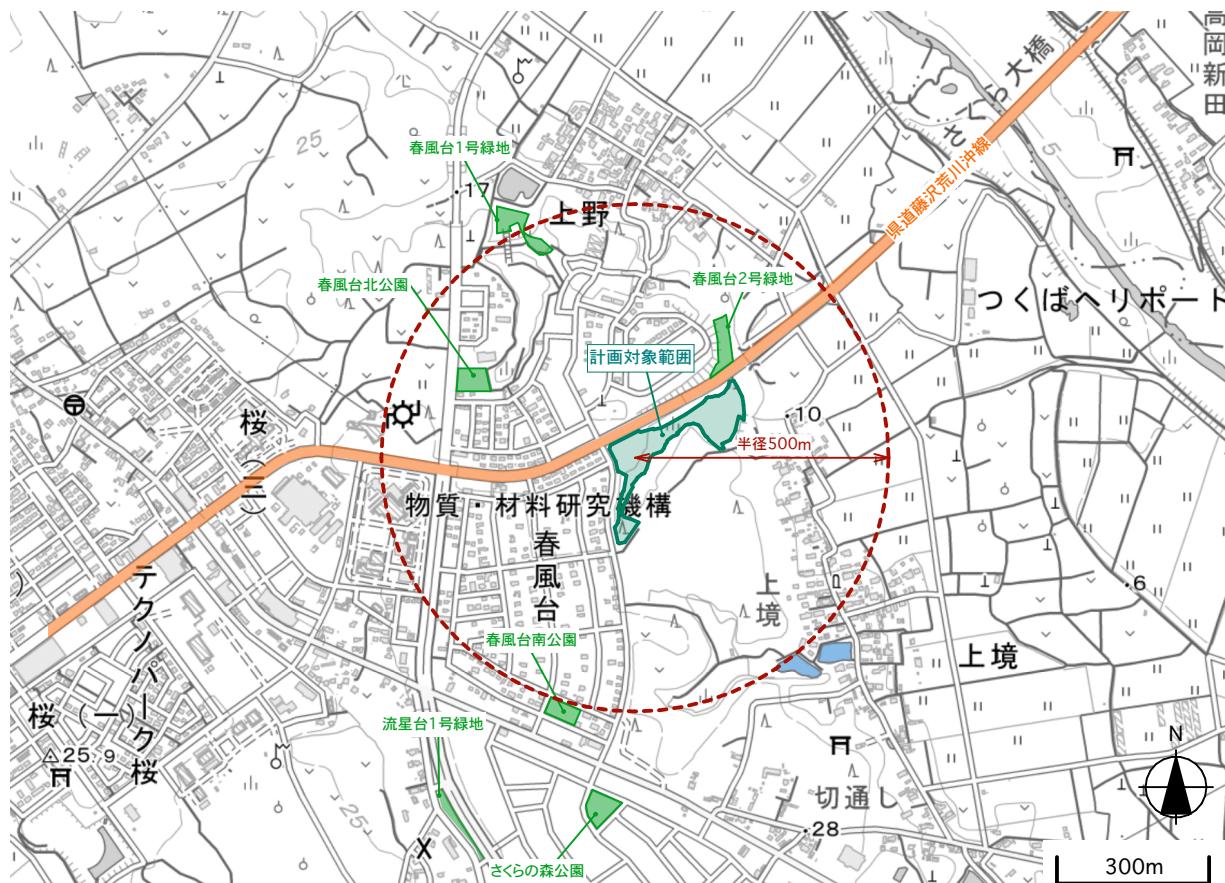
## 5. 公園緑地

つくば市の都市公園は 215箇所(令和 7 年 11 月時点、総面積 2,210,752 平方メートル)あり、つくば市営の公園で 1 人あたりの公園面積は 8.44 平方メートル、合計で 8.77 平方メートル(令和 7 年 11 月時点のつくば市行政区別人口統計表より算出)となっています。

本公園から半径 500m 圏内には街区公園である春風台北公園が整備されており、その他、周辺に街区公園である春風台南公園、さくらの森公園と、緑地として春風台 1 号緑地、春風台 2 号緑地、流星台 1 号緑地が整備されています。

表 周辺の公園の概要

公園名	面積(m <sup>2</sup> )	主要施設
春風台北公園	2,629	すべり台、ベンチ、水飲み、防火すい槽
春風台南公園	2,000	すべり台、ベンチ・テーブル、水飲み、防火すい槽
さくらの森公園	2,823	すべり台、タイヤステップ、ベンチ、水飲み、防火すい槽



出典:国土地理院地図を一部加工、加筆して作成  
対象地周辺の公園

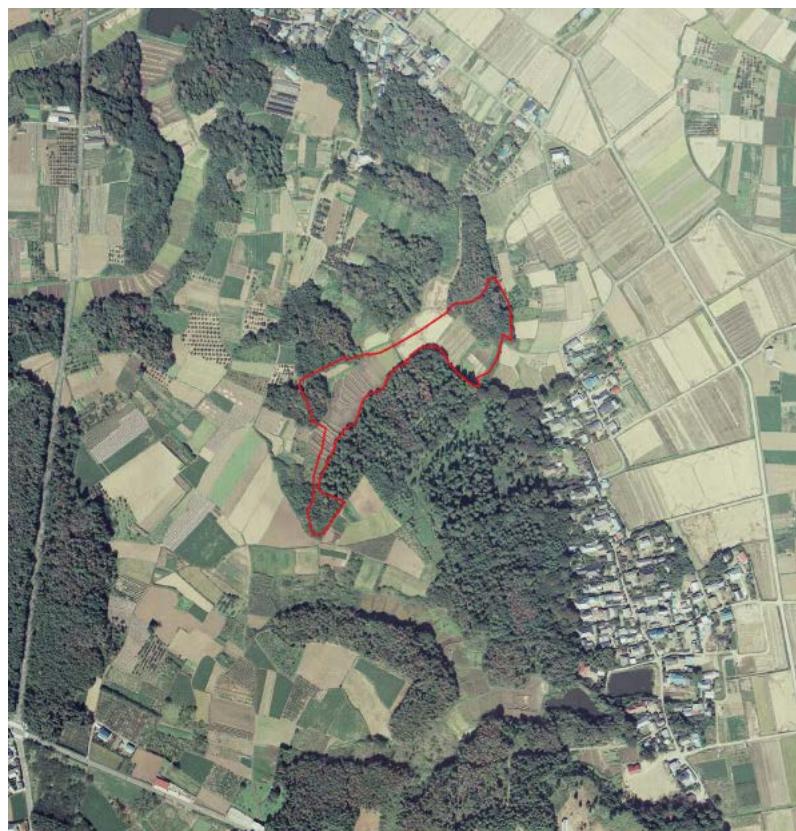
## 6. 歴史

昭和 62 年 11 月 30 日、筑波郡大穂町、豊里町、谷田部町、新治郡桜村が合併し、市制を施行し、つくば市が誕生しました。翌年、筑波郡筑波町、平成 14 年に稻敷郡莧崎町が加わり、現在に至っています。

昭和 38 年の閣議了解にて建設が決定した筑波研究学園都市として、都市の中心部は国の試験研究・教育施設、商業・業務施設、住宅等が計画的に配置された研究学園地区として開発され、その他の区域は周辺開発地区として、均衡のとれた発展が図られています。

平成 11 年につくばエクスプレスとその沿線における地区画整理事業が都市計画決定され、平成 17 年 8 月につくばエクスプレスが開業し、都心へのアクセスが飛躍的に向上しました。

本公園の位置する春風台地区は TX 沿線開発地区として「中根・金田台特定土地区画整理事業」によって、平成 30 年に緑住農一体型の住宅地として新たに誕生しました。中根・金田台地区には、縄文時代の住居跡、貝塚、古墳時代の古墳群、奈良・平安時代の役所跡である金田官衙遺跡(国指定遺跡)や、室町時代の城址である金田城址などの多くの貴重な歴史資源が確認されています。これらは、地区内の多種多様な動植物の生息地でもある良好な自然環境と一緒に、歴史的緑空間用地として一体的な保全・利活用が行われています。また、対象地は過去の航空写真より、かつては谷戸地形の水田であったことが読み取れます。

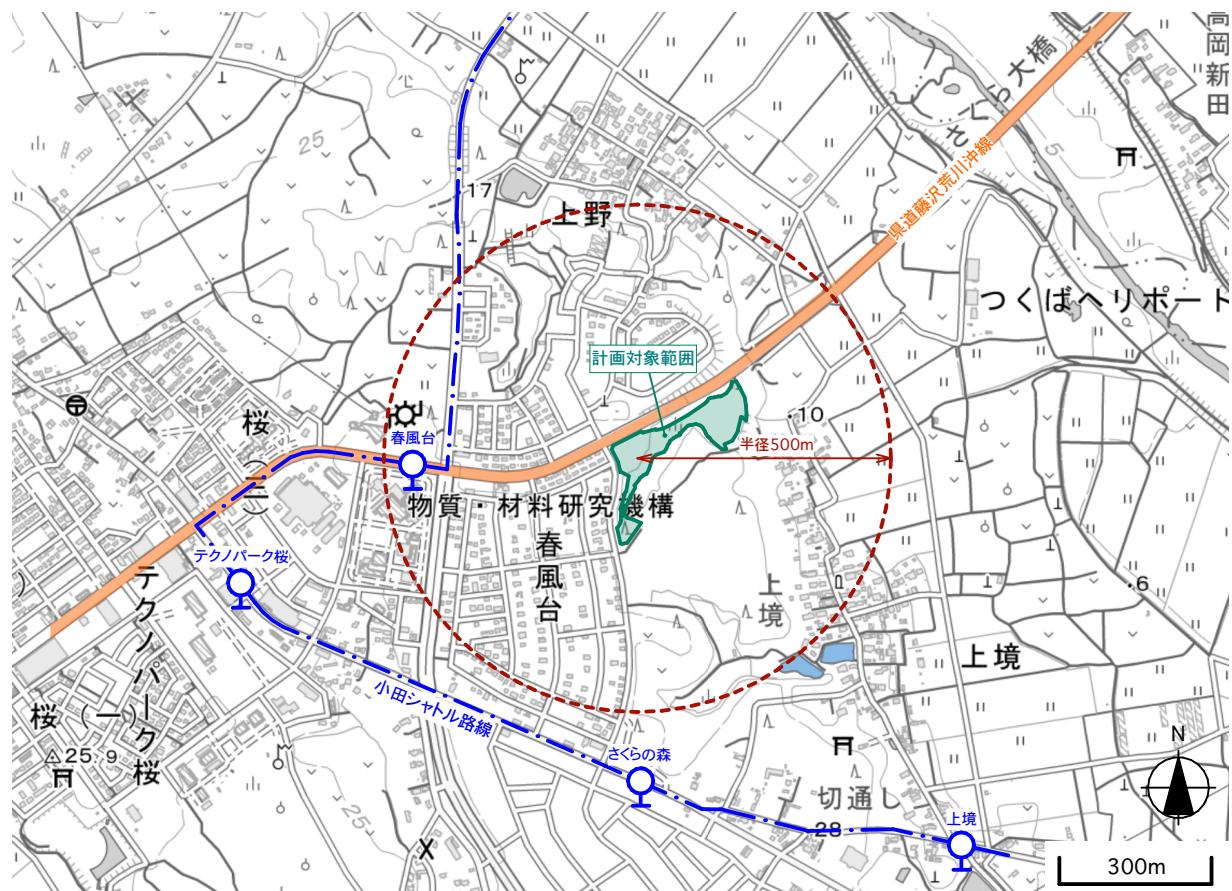


出典：国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス

対象地周辺の空中写真(1980 年)

## 7. 交通

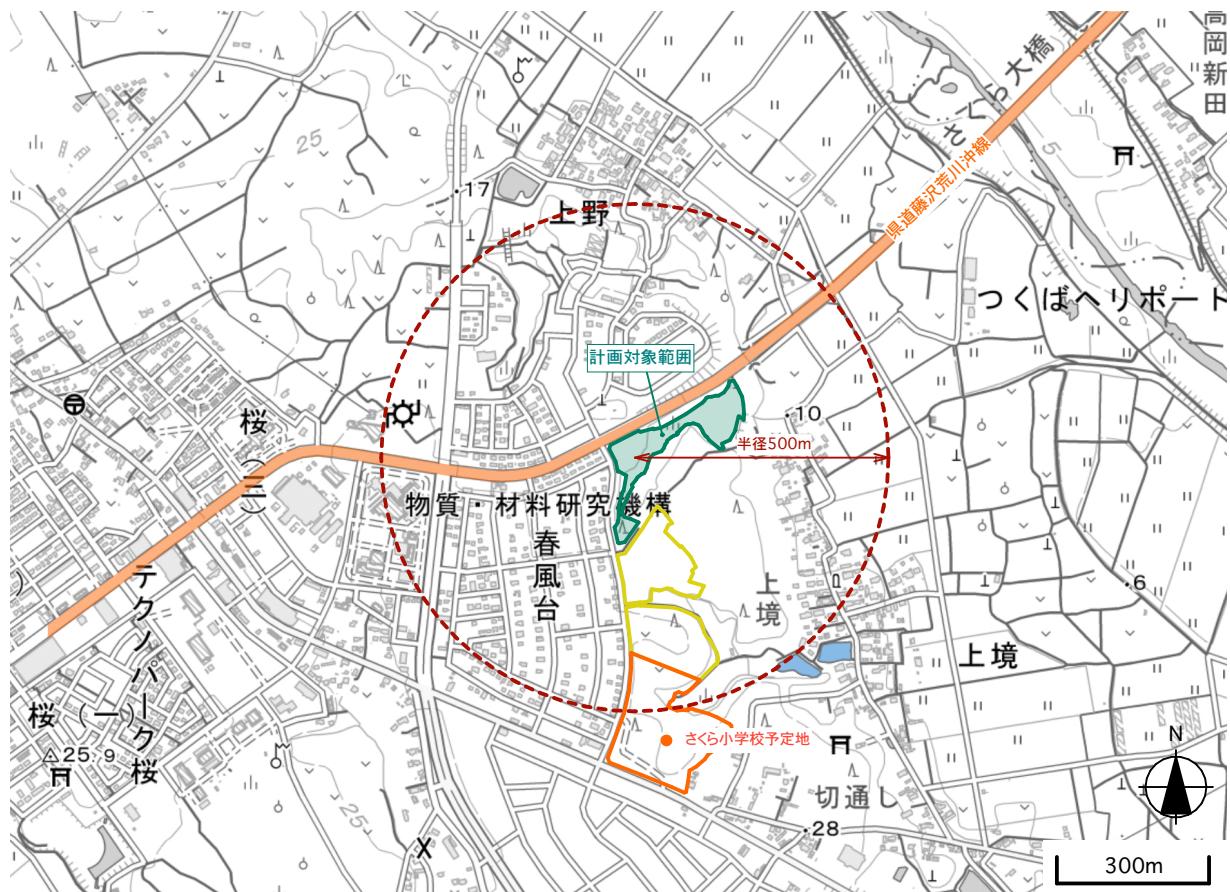
本公園の位置する春風台地区は、つくばエクスプレス「つくば駅」から約2~4kmに位置し、常磐自動車道桜・土浦ICから約5km、圏央道つくば中央IC、土浦北ICから約5kmと自動車の交通アクセスに恵まれた場所に位置しています。計画地北側には、県道藤沢荒川沖線があり、公共交通機関としては、最寄りのバス停としてつくば市コミュニティバスの小田シャトル路線(つくば駅起点、筑波交流センター終点)の春風台があります。



## 8. 教育

近隣エリアの人口増加に伴い、本公園から半径 500m 圏内には、令和 8 年 4 月新設のさくら小学校が開校を予定しています。さくら小学校は栗原、栄、九重小学校の通学区内に位置し、通学区域として春風台、流星台、さくらの森、上野、桜一丁目、桜二丁目、桜三丁目、上境、柴崎の地区が予定されています。

本公園と小学校のあいだの敷地は、将来的に桜中学校の移転を想定した中学校計画予定地(R7 年 11 月時点)となっています。



---

## 9. 景観

つくば市は、北に標高 877m の筑波山、南に牛久沼を臨み、筑波・稻敷台地、桜川低地で構成され、小貝川、桜川や谷田川などの河川が流れしており、低地から台地にかけて緩やかに変化する地形に沿って、斜面林や谷津田、里山など、緑豊かな景観が広がっています。また、農業生産地として栄えて北桜川の低地沿いの広がりのある田園や台地上の畠地、伝統的な暮らしに根ざした街道筋や集落の街並み、防風林や用材林として暮らしとともにあった屋敷林や平地林など、古くからのつくばの原風景が随所に見られます。

また、筑波研究学園都市の建設により、緑豊かな田園の中に、大学、研究機関等が集積し、街路景観の優れた幹線道路、大規模な都市公園とそれを連絡するペデストリアンデッキ等の整備により、現在の筑波研究学園都市の景観の骨格が形成されています。つくばエクスプレスが平成 17 年 8 月に開通し、沿線開発として市内 5 地区において、土地区画整理事業による市街地開発事業が進められ、新たな居住者にも多様なライフスタイルを提供できる都市としての、新しい魅力を創出する景観づくりが行われています。

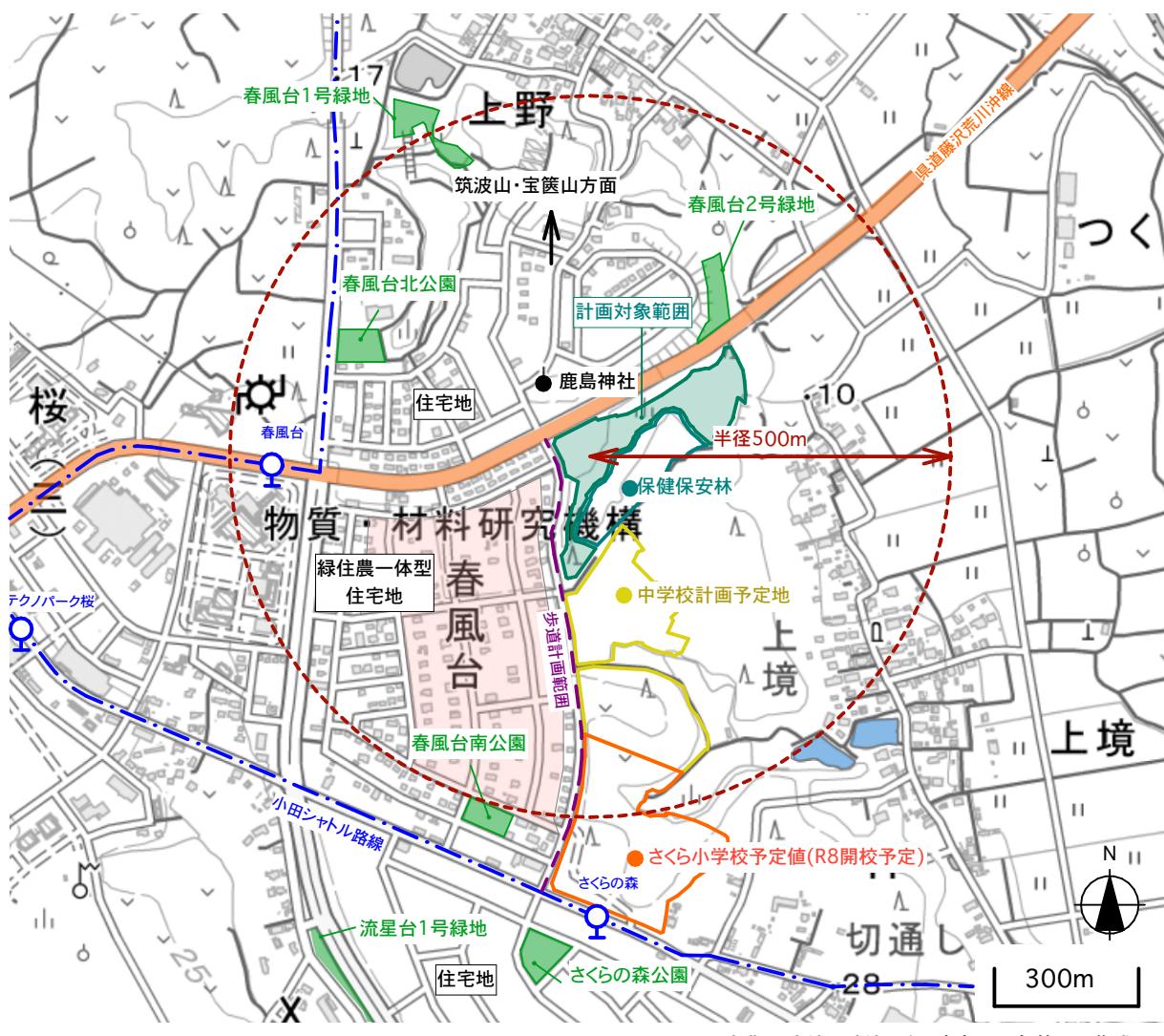
本公園の位置する春風台地区は、つくば市景観計画(2012 策定)において、新都市の景観を形成するゾーンとして位置付けられ、中根・金田台地区としては景観形成重点地区に指定されています。「つくばならではのゆとりある暮らしの創造」を目指し、地区計画やまちづくり協定等の規制・誘導方策を活用しながら、良好な景観の形成を図っています。

## (2)敷地分析

### ①計画対象地と周辺の地形や土地利用との関係整理

本計画対象地と周辺の地形や土地利用との関係整理については以下の通りです。

- ・公園西側には、景観緑地や農地を有した住宅地である「緑住農一体型住宅地」が広がっております。ゆとりある良好なみどりの街並みを形成しています。
- ・公園南東側に上境地区があり、その周辺には田園風景が広がっています。
- ・公園の北側の道路の対面側には鹿島神社が位置しています。
- ・本計画地南側には令和8年4月開校予定のさくら小学校と将来的な中学校の計画予定地があります。
- ・本計画地の西側から小学校までの範囲に歩道が整備予定です。
- ・春風台地区には、街区公園である春風台北公園、春風台南公園、さくらの森公園が整備されています。



出典:国土地理院地図を一部加工、加筆して作成  
対象地周辺の土地利用

---

## ②計画対象地内の植生・地形・土地利用等の詳細整理

本計画対象地内の植生・地形・土地利用等の詳細は以下のとおりです。

### [植生・生物]

- ・本計画地内東側の樹林地は貴重植物の保存地となっており、開発事業の進捗に合わせて、平成19年から26年までの間に、キンラン、シュンラン、ヤマユリなど9種463株の移植が実施されています。
- ・本計画地の南には、茨城県指定の保健保安林があり、オオタカの営巣としての環境が保たれています。
- ・本計画地内の自然排水路には、過去の動植物調査においてホタルが確認されています。

### [地形]

- ・本計画地は周辺道路から接する部分で標高24~25m程度、敷地内は標高約12メートルから、26メートルまでの高低差があり、起伏に富んだ敷地となっています。
- ・本計画地は、その大半が周辺道路より低い地形となっており、周辺道路からの見通しの良い位置関係にあります。
- ・本敷地は土地形状の特性上、水が溜まりやすい状況になっています。

### [土地利用]

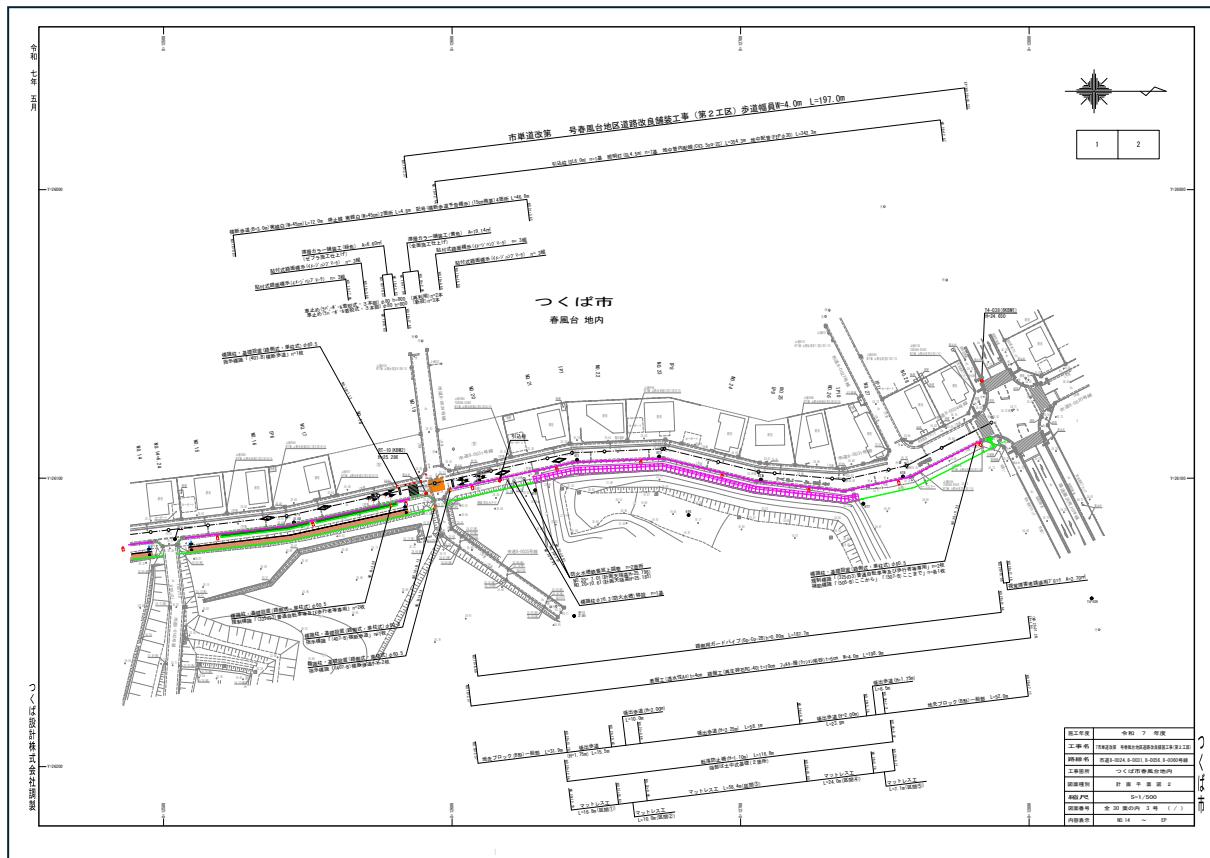
- ・本計画地内東側の樹林地は貴重植物の保存地となっています。
- ・本計画地の西側は、前面道路には歩道が整備予定で、一部は計画地内に整備される予定です。(張出歩道計画平面図及び標準断面図参照)
- ・敷地の北側の道路および斜面より、敷地に向かって排水管が設置されています。
- ・保健保安林との境界付近には自然排水路があり、斜面林からの染み出し水を含めた雨水等の排水路となっています。
- ・計画地内には防火水槽が2箇所設置されています。

### [景観]

- ・本計画地の南面は保健保安林に面しており、東側の貴重植物の保存地を含む、木々に囲われた自然豊かな景観が形成されています。
- ・北側には宝篋山への眺望があります。
- ・交差点付近の高台からは敷地東側には桜川方面へと開けた眺望が広がり、田園風景を望むことができます。

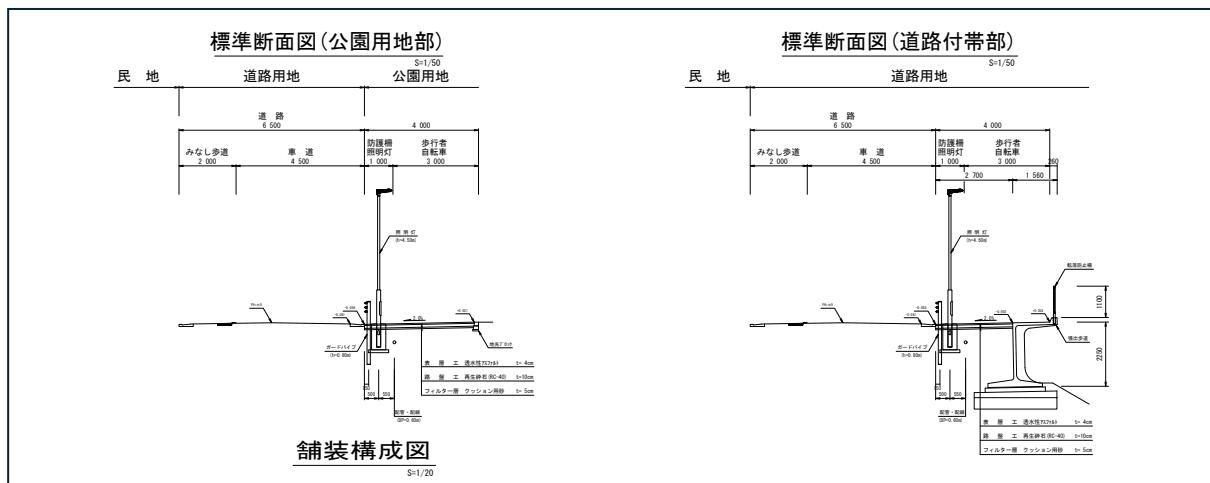
## [設備]

- 周辺道路に上水道本管が整備されています。
- 周辺道路に公共下水道(污水・雨水)が整備されていますが、上境地区方面には雨水管が整備されていない状況です。
- 周辺に既設の電柱があります。歩道の整備により一部移設の計画があります。



歩道計画平面図

出典:つくば市 6市単道改委第17号春風台地区測量設計業務委託図面より抜粋

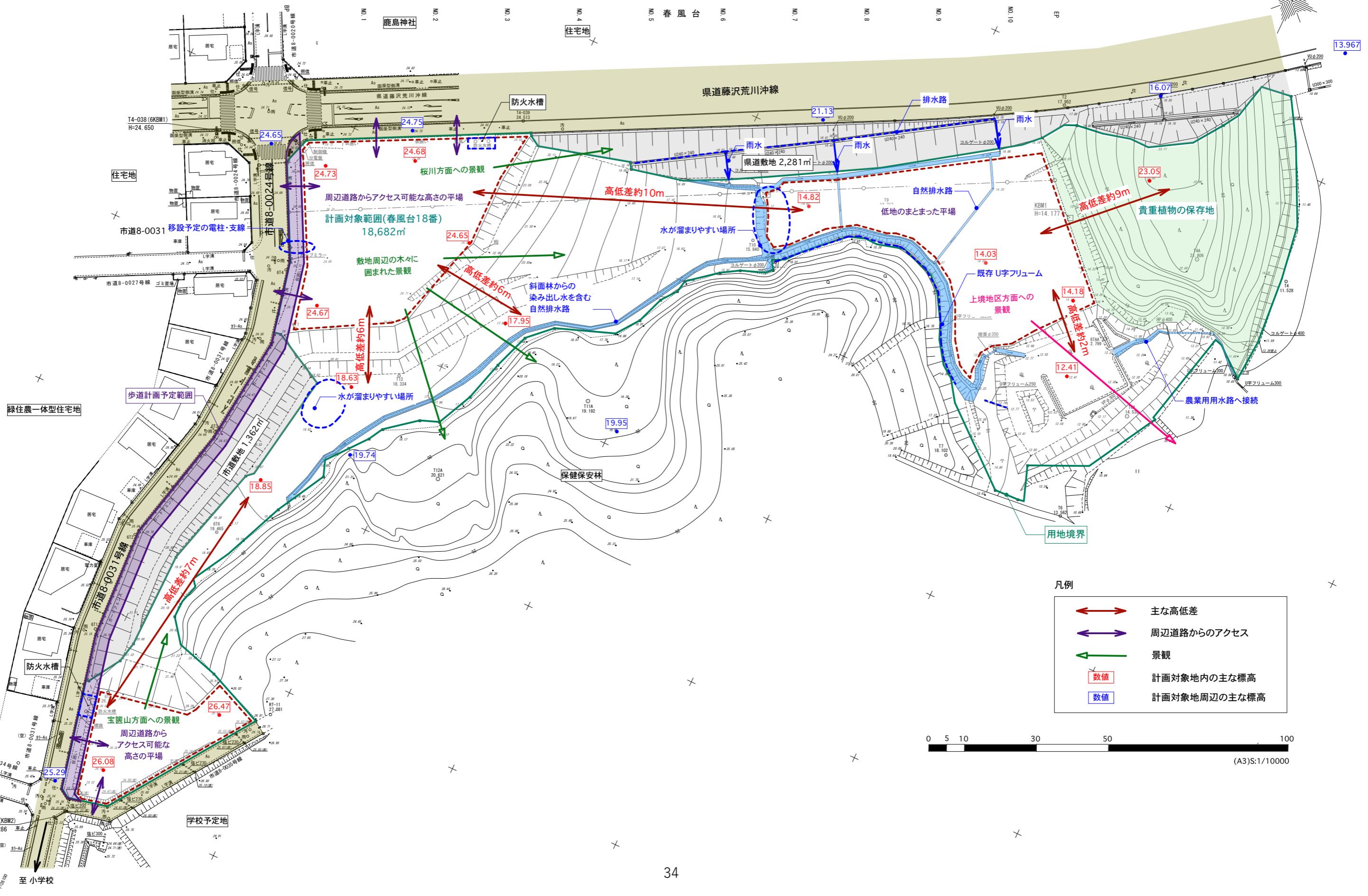


歩道標準断面図

出典:つくば市 6市単道改委第17号春風台地区測量設計業務委託図面より抜粋

## 本計画対象地内の植生・地形・土地利用等の詳細整理

つくば市



---

### ③計画上の問題点や課題の整理

上位計画及び、現地調査、自然・社会・人文・景観等の概況から、計画上のキーワードを以下に整理します。

表 計画上のキーワード

項目	キーワード
上位計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民の多様な意見を集め、合意形成を図る</li><li>・市民参加の公園づくり</li><li>・しなやかに使いこなす仕組みをととのえる</li><li>・生き物・生態系の維持・保全</li><li>・地域や放課後等における子どもの活動環境の充実</li><li>・学校外の学びの充実</li><li>・地域活動につながるスポーツ活動</li><li>・自然と共生する社会</li><li>・自主性・自立性の向上</li><li>・利用ルールの弾力化</li></ul>
現地調査	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画地内の高低差、平場、斜面形状</li><li>・周辺道路との関係と出入り口</li><li>・貴重植物の保存地、貴重植物の維持管理</li><li>・計画地南側に位置する保健保安林</li><li>・染み出し水や、水が溜まりやすい地形</li><li>・計画地内に流入および発生する雨水等の排水経路及び排水先</li><li>・計画地内の高低差と動線計画(法面、園路勾配)</li><li>・新設の張り出し歩道との関係性</li></ul>
自然・社会・ 人文・景観等 の概況	<ul style="list-style-type: none"><li>・増加傾向にある人口、新たな居住者とライフスタイル</li><li>・土地区画整理事業によるゆとりある新たな住宅地の開発</li><li>・緑豊かな自然環境と田園風景</li><li>・多種・多様な生態系と貴重な動植物の生息</li><li>・計画地周辺の開校予定の小学校</li><li>・公園への交通アクセス</li></ul>

---

キーワードから、本公園の計画に求められるポイント及び課題事項を以下に整理します。

表 計画に求められるポイントおよび課題事項

項目	本計画に求められるポイントと課題事項
上位計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民を交えた合意形成のプロセス及び、市民の積極的参加や、民間などの活力を活かした持続可能な公園づくり</li><li>・自主性のある利用につながる</li><li>・自然とふれあい共生しながら、緑、生き物、生態系の維持・保全を行う環境と仕組みづくり</li><li>・子どもの活動環境や放課後の居場所や市民の地域活動の場の整備</li></ul>
現地調査	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画地内の高低差、平場、斜面形状を活かした整備</li><li>・周辺道路からのアクセスと出入口及び、新設の張り出し歩道との関係性の整理と動線計画(法面、園路勾配)</li><li>・計画地内の浸水、ぬかるみの対策の整理及び、染み出し水や、水が溜まりやすい地形を活かす計画</li><li>・隣接する保安林、周辺に広がる里山などの景観要素</li><li>・貴重植物の保全と活用を踏まえた、立ち入り等の方針及びその管理及び整備方法</li><li>・貴重植物の維持管理方法</li><li>・計画地内に流入および発生する雨水等の排水経路及び排水先</li></ul>
自然・社会・人文・景観等の概況	<ul style="list-style-type: none"><li>・動植物の生育環境の維持、管理および自然環境の保全と活用</li><li>・周辺の公園等を踏まえた本公園の役割</li><li>・小学校からの動線計画および連携</li><li>・遠方からの利用者のアクセス</li></ul>

### (3)計画内容の検討及び設定

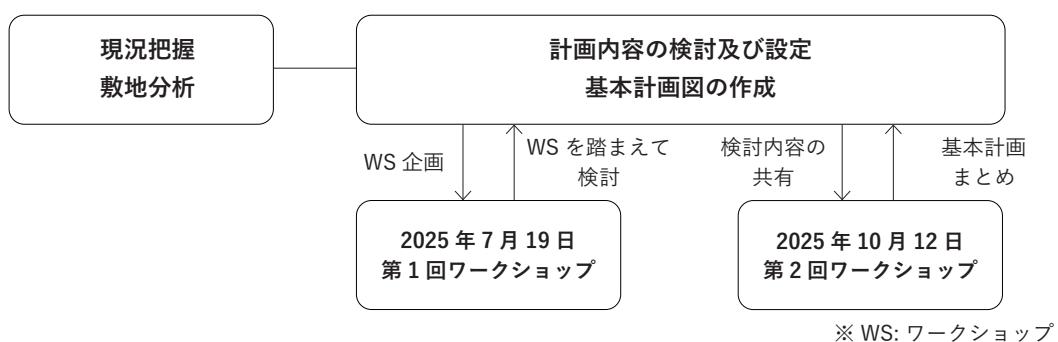
#### ①基本方針の検討と設定

##### 1. 検討の進め方

上位計画等の現況把握、敷地分析等を踏まえた本公園の背景及び、第1回ワークショップの実施内容より、場所の役割と位置付けを考察し、基本方針について整理します。

つくば市緑の基本計画の「市民参加の公園づくり」を踏まえ、ワークショップを実施しました。1回目は基本方針の検討にあたり、公園予定地での見学や体験を元に、感じたことやアイデアを共有する場としました。2回目では、第1回ワークショップの内容を踏まえて検討、作成した公園の全体イメージを共有する場とし、参加者に向けて基本方針、基本計画の内容を共有、確認しながら検討を行いました。

##### 検討の進め方のイメージ



※ WS: ワークショップ

##### 2. 第1回ワークショップの実施

基本方針の検討と設定に向けて、第1回ワークショップの公園予定地でのプログラムでは、敷地の見学の後参加者に自由に散策したり、遊んでいただく時間を設けることで、公園の空間の使われ方を観察すると同時に、公園の魅力や可能性と一緒に発見する機会となりました。当日は、一部安全面での視点や、ぬかるみ等で立ち入りが難しい場所を避けながらではありましたが、参加者が遊び道具などを各自持参するなどして、高低差のある敷地の特徴を楽しみながら、自由に遊ぶ様子が見られました。また、保安林や湿地の付近では、植物に興味を持って散策する様子や、敷地内にいる昆虫や生き物を観察したり、追いかけて楽しむ様子も見られました。

後半のプログラムでは、公園での体験をもとにどんな公園になったら良いかについてのアイデアを共有し、グループごとに意見交換をする場になりました。子どもから大人まで、さまざまな視点で敷地の特徴を捉えながら、遊びや自然に関する興味や、実際に使用する想定で施設などの機能面に関する関心が高く寄せられました。(ワークショップについては、別途(8)住民意識調査・合意形成支援(ワークショップ等の開催を参照)それぞれワークショップを通して、公園予定地の敷地の特徴や使い方の可能性を改めて確認しました。

---

## 第1回ワークショップの様子



虫取り網を持って観察する様子



長い斜面を使ってボール遊びする様子



平場でシャボン玉やフリスビーを楽しむ様子



斜面でダンボールを使って芝すべりする様子



テント下の日除けをしながら見守る様子



保健保安林の周辺で自然観察をする様子



後半のプログラムの様子



遊んで感じたことやアイデアなどの付箋

### 3. 敷地の特徴について

本公園の位置する春風台地区は、新たな住宅地の開発・整備が行われており、近隣に小学校の新設が予定されるなど、子どもたちの遊び場や居場所として、また、周辺地域の活動や交流を下支えする役割としての整備が必要と考えます。

また、敷地形状の特徴として、高低差があり、台地の平坦なスペースとさまざまな角度の斜面が組み合わさった、起伏に富んだ地形が挙げられます。ワークショップでもこれらの地形を肯定的に捉え、楽しむ様子が見られました。

加えて、敷地内の貴重植物の保存地や、隣接する保健保安林、周辺を含めた多様な生態のネットワークなど、周辺との連続的な自然環境があり、自然と身近にふれ合える環境があることから、植物や生き物の生育環境の保全や学びの場としての活用の可能性が考えられます。

これらの、周辺環境を捉えながら、特徴的な形状と自然環境を活かすことで、この場所ならではの公園づくりを行なっていきたいと考えます。

#### 中根・金田台1号近隣公園の敷地の特徴



周辺の住宅地の整備



近隣に開校予定の小学校



高低差のある起伏に富んだ地形

出典:つくば市 HP より



貴重植物の保存地や保安林などの  
豊かな自然環境



周辺を含めた  
多様な生き物のネットワーク

#### 4.公園の運営について

公園の供用開始後の利用や運営の視点について、ワークショップ等を通じて地域の住民や地域団体の方々との議論を行うなどの公園づくりのプロセスの検討が必要と考えます。人口減少や担い手の継承などの社会的背景を踏まえ、国土交通省「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する提言(R4)」や「つくば市緑の基本計画(R2)」でもふれられている、柔軟な使い方を許容する計画や仕組みづくり、地域が主体的に関わる公園のあり方の検討が重要と考えます。

重点戦略【1】新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする

重点戦略【2】しなやかに使いこなす仕組みをととのえる

重点戦略【3】管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる

出典:「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する提言」(R4)  
国土交通省 p.14 より抜粋

##### (3) 地域に愛される魅力ある公園づくり ★

公園などの緑は、地域の人々に親しまれ、利用される空間として整える必要があります。

今後は、公園を活用し、市民や民間事業者などとの協働によって、地域のニーズに対応した魅力ある公園づくりに努めていきます。

###### 具体的な取り組み

###### ○市民参加の公園づくり(再掲)

公園の整備・再整備に際して、意見交換会やワークショップの実施などにより、整備や利用ルールについて、市民の意向を踏まえた公園づくりを進めます。

###### ○指定管理者制度の積極的運用

現在、実施されている指定管理者制度について、施設の管理に創意工夫ある企画や効率的な運営などにより、利用者の多様なニーズに応えた質の高いサービスの提供を図る管理運営を目指していくよう制度運用を検討します。

###### ○民間などの活力を活かした公園づくり

民間事業者の資金やノウハウなどを活かし、都市公園法に基づく公園施設の設置許可制度の活用やPPP(公民連携)の活用などにより、新たな魅力ある公園づくりに努めます。



中央公園を活用したカフェ(公共空間活用実証実験 つくばセンターマルシェ)

###### ○アダプト・プログラムの支援の拡充(再掲)

アダプト・プログラムに参加している市民ボランティアの活動に対し、支援に努めるとともに、活動を効果的に展開していくために、団体間の交流や連携のあり方について検討します。

また、公園の清掃を行うアダプト・ア・パーク事業については、清掃に留まらず、公園における花壇づくりなど、自主的な活動へと拡大できるよう検討していきます。

###### ○市民などとの協働による公園運営の検討

公園の特性に応じて、市民や団体、事業者が特色ある公園の運営にかかわることができることを検討します。

出典:「つくば市 緑の基本計画」(R2) p.69 より抜粋

---

## 5. 場所の役割と位置付けの設定

これまでの内容をもとに、キーワードから場所の役割と位置付けを設定しました。

### 背景及びワークショップの実施を踏まえた考察による場所の役割と位置付け

キーワード	場所の役割と位置付け
近隣に新設の小学校	子どもたちの遊び場や居場所づくり
新たな住宅地の整備	周辺地域の交流の下支えとなる環境づくり
起伏に富んだ地形	斜面、高低差などの地形の特徴を活かした空間 様々な遊びや活動のフィールドとしての可能性
地区周辺の緑の連続性	豊かな自然や景観を楽しめる場 植物や生き物の保全と活用、学びの場
しなやかに使いこなす仕組み	柔軟な使い方を許容し、更新性を備えた余白
市民参加の公園づくり	地域が主体的に関わり、共創する公園

## 6. 公園整備における基本方針・コンセプト

### 余白を備えた公園

近隣に新設される小学校や周辺の住宅地の整備を踏まえて、柔軟な使い方を許容し、地域が主体的に関わり、共創していく余白を備えた公園を目指します。

### ともに育ち、育てる“庭”のような公園

起伏に富んだ地形や豊かな自然・景観を活かし、植物や生き物の保全と活用、様々な遊びや活動を通して、工夫しながら使い、育てる場として、地域に親しまれる公園づくりを進めていきます。

地域の方々が、親しみを持ち、主体的に関わりながら、柔軟に使い、時間と共に育んでいく、そんな身近な公園像につながる象徴として「庭」という言葉を使用しています

## 7. 整備の方針

基本方針・コンセプトを踏まえ3つの整備方針に基づき計画を行います。活動のきっかけとなる土台を作りながらも、柔軟な使い方を許容し、使いながら育てていくことができる、更新し続けられるような余白を重要視した計画とします。

整備方針 01	<b>創造性を育み、広げる遊びの庭をつくる</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・起伏に富んだ地形を活かした遊びや運動のフィールド</li><li>・遊具やハード整備に頼りすぎない、自由な発想による遊びや使い方</li><li>・安心して思いきり遊べる環境づくり</li></ul>

整備方針 02	<b>地域に根差し、活動を支える交流の庭をつくる</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・暮らしの中の遊びや学び、通学や散歩などの日常生活の場</li><li>・自分たちが親しみを持って活用し、維持につながる仕組みづくり</li><li>・地域のイベント、団体等の活動が広がる場</li></ul>

整備方針 03	<b>自然豊かな環境にふれ合う庭をつくる</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・自然とのふれあい、体験の場</li><li>・植物や生き物の生育・生息環境の保全と整備</li><li>・環境への理解を深め、知見を広げる学びの場</li></ul>

---

## ②ゾーニングの検討と設定

基本方針に沿って、ゾーニングについては以下のように整理しました。

公園全体が遊びのフィールドとして自由に活用できる環境とした上で、地形の特徴や周辺環境を踏まえながら大きく2つのゾーンに整理しつつ、それぞれがゆるやかに重なり合い、つながりながら一体的な公園として計画します。創造性を育み、多様な活動を受け入れる場として、場所や使い方を規定しすぎない最小限のゾーニングとしました。

表 ゾーニング一覧

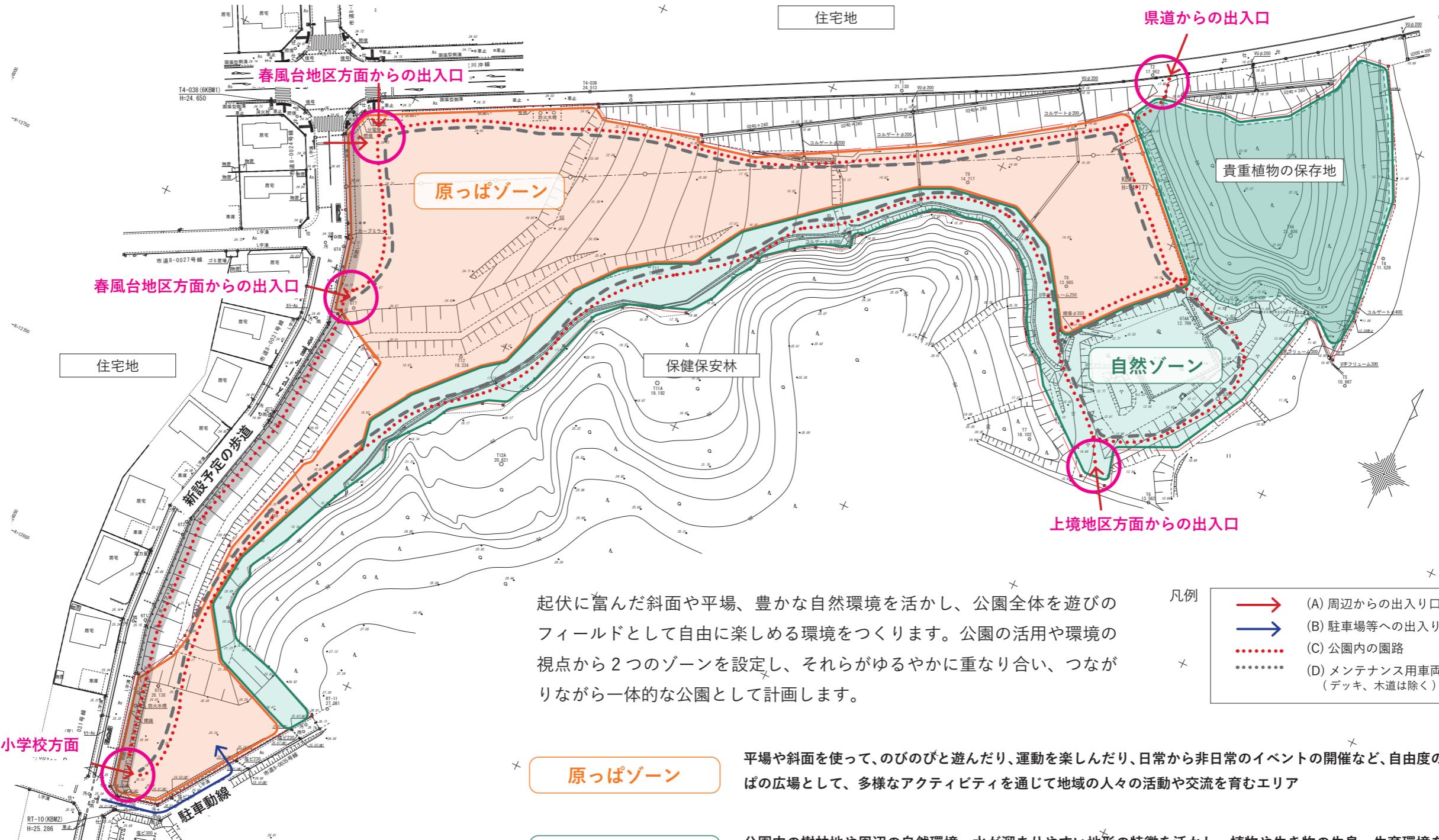
原っぱゾーン	平場や斜面を使って、のびのびと遊んだり、運動を楽しんだり、日常から非日常のイベントの開催など、自由度の高い原っぱのような広場として、多様なアクティビティを通じて地域の人々の活動や交流を育むエリア
自然ゾーン	公園内の樹林地や周辺の自然環境、水が溜まりやすい地形の特徴を活かし、植物や生き物の生息・生育環境を保全しながら自然とのふれあいを楽しむエリア

また、動線計画については以下の内容を計画します。

- (A)公園内と周辺を行き来しやすい多数の出入り口の設置
- (B)周辺環境を踏まえた、利用者駐車場等への出入り口設置
- (C)公園の自然を散策できるような園路の計画
- (D)メンテナンス用車両の行き来ができる車両動線の計画

## ゾーニングと動線計画

0 5 10 30 50 100



起伏に富んだ斜面や平場、豊かな自然環境を活かし、公園全体を遊びのフィールドとして自由に楽しめる環境をつくります。公園の活用や環境の視点から2つのゾーンを設定し、それらがゆるやかに重なり合い、つながりながら一体的な公園として計画します。

平場や斜面を使って、のびのびと遊んだり、運動を楽しんだり、日常から非日常のイベントの開催など、自由度の高い原っぱの広場として、多様なアクティビティを通じて地域の人々の活動や交流を育むエリア

自然ゾーン

公園内の樹林地や周辺の自然環境、水が溜まりやすい地形の特徴を活かし、植物や生き物の生息・生育環境を保全しながら自然とのふれあいを楽しむエリア

---

### ③導入施設の検討と設定

導入施設及び整備対象の検討にあたり、ゾーン区分ごとに空間活用のイメージと主な導入施設を以下に整理します。整備の対象については、環境を活かし、保全しながら、公園として安全に利用できるための最小限の整備を基本方針とします。

表 導入施設の検討と設定

ゾーン区分	空間活用イメージ	主な導入施設
全体	<ul style="list-style-type: none"><li>・公園全体が多様な遊びの場所となるように、起伏ある斜面や平場で自由に遊べる環境</li><li>・敷地の中の自然を楽しみながらの散策やランニングコースとしても活用が可能な遊歩道</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・園路</li><li>・植栽</li><li>・サイン・看板</li><li>・照明</li><li>・自然水路</li></ul>
原っぱゾーン	<ul style="list-style-type: none"><li>・周辺からのアクセスがしやすく、見通しの良いエントランス空間</li><li>・日常の遊び・学び・運動・休憩・交流など多様な活動</li><li>・地域イベントなどの催し会場</li><li>・高低差を活かしたと眺望と、地域の見守りの場</li><li>・地形を活かした平地の広場、様々な斜面を使ったアクティビティ</li><li>・緩やかな傾斜とつながり、周囲の道路より低い囲われた低地での、走り回ったり、ボール遊び、自由に運動したり思いきり体を動かせる広場</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・見通しの良い広場</li><li>・低地の広場</li><li>・日除けや雨よけができる屋根付の休憩所</li><li>・時計</li><li>・ベンチ、テーブル</li><li>・手洗い・水飲み場</li><li>・トイレ</li><li>・公園活用・維持管理用の倉庫</li><li>・駐車場</li><li>・駐輪場</li></ul>
自然ゾーン	<ul style="list-style-type: none"><li>・貴重な植物の保存地など、現存する植物や生き物を保全し、ふれあえる場</li><li>・植物や生き物を見守り、観察、生育するための環境づくり</li><li>・水が溜まりやすい環境を活かした、湿地や水辺での自然体験</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ビオトープ池</li><li>・散策路</li><li>・ベンチ</li></ul>

---

以下に計画する主な施設の考え方について整理しました。

## 1. 園路

- ・公園のエントランスから、施設や各場所への動線及び、公園内の散策ができる園路を計画します。各場所ごとにまとまった広場を確保しながら計画を行います。
- ・保健保安林、貴重種の保存地、湿地やビオトープなどの周縁部は自然を楽しみながら散策、滞在できる空間とします。
- ・歩行者用の幅員は2m以上を確保し、管理車両の通行用の園路は幅員を3m以上確保します。
- ・「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン[改訂第2版]」に基づき、縦断勾配は現況の敷地内高低差を踏まえ、やむを得ない場合の8パーセント以下に設定し、敷地造成上可能な位置に計画します。



参考: ウォーキングやランニングコース  
(Brooklyn Naval Cemetery Park)\*1



参考: 観察したり、休憩のできる湿地の木道  
(岐阜県飛騨市 池ヶ原湿原) \*2

---

出典: \*1: <https://www.greenwayadventures.nyc/foot>  
\*2: <https://www.hida-kankou.jp/spot/287>

---

## 2. 休憩施設

- ・ 日常の遊びや学び、休憩、地域イベントや交流のための場所など、日除けや雨よけの機能として屋根付きの屋外スペースを計画します。
- ・ 公園の一部として整備方針を踏まえて、下記を踏まえた計画とします。
  - 遊び場、見守り、活動の場の一部として多目的な活用を想定した余白のある計画
  - 傾斜や敷地内の高低差を活かした計画
  - 公園内の景観、周辺環境等に配慮した計画
- ・ 場所の使い方に応じて、ベンチやテーブルなどを適宜計画します。



参考:遊び場にもなる屋根スペース  
(宮城県東松島市 宮戸島のみんなの家 )\*1



参考:景観や風景との関係性に配慮した東屋  
(宮城県石巻市 石巻の東屋) \*2

---

出典: \*1: <http://www.home-for-all.org/miyatojima>

\*2: <https://mndi.net/2021/07/20/557/>

### 3. 駐車場

公共交通機関が少なく、自動車利用が主な地域特性を踏まえ、遠方からの来訪者にも対応できる駐車場を計画します。

駐車場台数は、以下の式を基に算定しました。

$$\boxed{\text{駐車場台数} = \text{同時在園者数 (A)} \times \text{交通分担率 (B)} \div \text{乗車人数 (C)}}$$

#### ●公園面積

- ・約 1.8ha

#### ●公園利用者総数

同時在園者数 (A) の算出にあたっては、公園の総利用者数を算出し、その値に同時在園率を乗じます。令和 3 年の都市公園利用実態調査の近隣公園における ha あたり入園者数を踏まえ、利用者数は以下のとおり整理しました。

##### | 休日

- ・1.8ha (面積) × 412 人/ha (ha あたり入園者数) = 742 人

##### | 平日

- ・1.8ha (面積) × 418 人/ha (ha あたり入園者数) = 752 人

			街区	近隣	地区	運動	総合	広域	国営
平均利用可能面積		ha/ヶ所	0.302	1.620	3.877	16.910	17.370	50.106	135.532
平均入園者数	休日	人/ヶ所	167	668	1,009	3,382	2,772	4,269	6,862
	平日	人/ヶ所	194	677	730	1,646	1,574	1,995	2,098
haあたり入園者数	休日	人/ha	552	412	260	200	160	85	51
	平日	人/ha	644	418	188	97	91	40	15
平均在園時間※1		時間	0.86	0.98	1.25	2.00	1.42	1.81	1.85
平均在園時間※2	休日	時間	0.96	1.04	1.79	2.32	1.28	2.00	2.24
	平日	時間	0.91	0.85	1.03	0.89	0.99	2.23	1.51
平均到達時間※3		分	13.9	18.7	21.9	28.4	30.6	38.1	67.2
80%到達時間※4		分	18.3	24.6	27.6	41.5	42.7	88.5	107.2
平均来園頻度※5		回/月	10.0	9.1	8.0	7.4	6.4	4.6	0.9
リピーター率		%	90.4	89.4	91.1	93.6	89.2	88.2	74.7
散歩・自転車利用率		%	79.2	62.3	50.5	32.1	32.2	16.4	7.5
自動車利用率		%	23.6	17.6	14.2	11.4	9.6	7.3	4.3

出典：令和 3 年度都市公園利用実態調査報告書（抄）（国土交通省、令和 4 年 3 月）P.254